

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	フランス現行憲法上の議院内閣制における信任—信任手続を中心— (資料)
他言語論題 Title in other language	Confidence Motions in Parliamentary Government under the Current French Constitution: The Procedures
著者 / 所属 Author(s)	河島 太郎 (KAWASHIMA Taro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主任調査員 憲法調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	847
刊行日 Issue Date	2021-7-20
ページ Pages	75-109
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	フランス現行憲法上の議院内閣制における信任の意義を、内閣の綱領又は一般政策の表明に関する憲法第49条第1項の信任手続と、法案に関する同条第3項の信任手続に分けて考察する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# フランス現行憲法上の議院内閣制における信任 —信任手続を中心に—

国立議会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 憲法調査室 河島 太郎

## 目 次

はじめに

### I フランス憲法の特徴と旧憲法上の議院内閣制

- 1 フランス憲法の特徴
- 2 第3共和制期の議院内閣制
- 3 第4共和制期の議院内閣制
- 4 小括

### II 現行憲法上の議院内閣制の仕組み

- 1 第5共和制と1958年憲法
- 2 第5共和制の議院内閣制の概要
- 3 議院内閣制に関する1958年憲法の規定

### III 現行憲法上の信任手続の運用と整理

- 1 信任手続の運用
- 2 信任手続の整理

おわりに

別表1 フランス議会下院の1958年憲法上の信任手続事例

別表2 歴代首相の信任手続の利用状況

キーワード：憲法、統治機構、議会、内閣、議院内閣制、信任、不信任、下院の解散

## 要 旨

フランス現行憲法は、大統領の首相任命権、首相の推薦に基づく大臣任命権、下院における不信任手続や2つの信任手続、下院の信任を失った内閣の総辞職の申出義務等を定めている。

下院の信任手続中、①内閣の綱領や一般政策の表明を信任事項とする信任手続は、単純多数決で内閣の信任を問う手続である。旧憲法の内閣の成立要件であった信任投票に由来するが、現行憲法上は内閣の成立要件ではなく、①の信任手続が行われない内閣もある。

下院の信任手続中、②法案を信任事項とする信任手続は、法案審議の中断後に不信任案が提出され、かつ、特別多数決で可決されない限り、法案の可決が擬制される仕組みである。法案の審議促進と議決要件の実質的な緩和を図る②の信任手続は、一時濫用され、議会の機能強化を図る2008年憲法改正で利用が制限された。

①と②の信任手続には議決要件の差があり、その制度的合理性は今後の検討課題である。

## はじめに

多くの民主国家の統治機構はおおむね立法権、行政権、司法権の3つの権力機関に分かれ、これらの権力機関相互の抑制と均衡を図る権力分立が人権保障と並んで民主国家の憲法上の要諦とされている。その憲法上の権力分立の在り方は一様ではなく、立法権と行政権の分立モデルは、主に大統領制と議院内閣制の2類型に大別され、更にその折衷形態である半大統領制が第3の類型として加えられることがある。一般的に、議院内閣制は、議会の信任に依拠する内閣が議会に責任を負うため、責任内閣制とも呼ばれ、議会で不信任案の可決又は信任案の否決があると内閣総辞職又は議会（特に下院）の解散が行われる。

現行憲法上のフランスの議院内閣制は、実権の大きな公選の大統領を有する半大統領制の下にあり、議会と大統領の双方の信任が必要な二元型議院内閣制に属するとされ、専ら議会の信任で足りる通常の一元型議院内閣制より複雑である<sup>(1)</sup>。しかし、フランスにおいて次々と政権が交代して不安定であった往時の一元型議院内閣制と異なり、現在の二元型議院内閣制は安定的に運営されている。現在のフランス議院内閣制の安定運営の背景には、内閣が議会の信任を得る憲法上の手続（以下「信任手続」という。）の整備が不可欠であったと考えられる。

本稿は、フランス議院内閣制の信任手続に着目した先行業績を踏まえつつ、現行憲法上の信任手続とその豊富な運用事例の傾向から信任の意義を考察し、今後の日本の国政運営に資する参考情報を提供しようとするものである。

以下、フランス憲法の特色と沿革（第I章）を踏まえ、現行憲法上の議院内閣制の仕組み（第II章）と、その信任手続の運用を紹介した上で信任の機能を内閣の成立時と存続中に分けて整理し（第III章）、最後にフランス議院内閣制の特徴と今後の検討課題を摘示する（おわりに）。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月1日である。

(1) 一元型と二元型の議院内閣制について、その歴史的展開から説明した簡明な資料として、中村絢子「主要国における内閣制度（資料）」『レファレンス』824号、2019.9、pp.94-95。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11350014\\_po\\_082405.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11350014_po_082405.pdf?contentNo=1)> 参照。

## I フランス憲法の特色と旧憲法上の議院内閣制

現行憲法上の行政の実権は公選の大統領と首相が率いる内閣とに分属し<sup>(2)</sup>、大統領と首相の双頭体制などと呼ばれている<sup>(3)</sup>。また、同様に現行憲法上の内閣は議会に対し責任を負うこととされ、下院の信任を失うと総辞職の申出を余儀なくされる。このように、フランス統治機構の政治部門は、大統領制と議院内閣制の折衷形態であり、前述のとおり半大統領制と呼ばれている<sup>(4)</sup>。半大統領制の下で議会と内閣の具体的な関係は、主に現行1958年10月4日憲法<sup>(5)</sup>（以下「1958年憲法」という。）で定められている。現在のフランス議院内閣制の特色は、過去の不安定な議院内閣制の経験とその反省を踏まえて制定された1958年憲法上の制度設計によるところが大きい。そこで、本章で必要な範囲に限り、議院内閣制が定着した第3共和制以降の議院内閣制の変遷に触れることとする。以下第1節でフランス憲法の特色に言及し、第2節以降で現行憲法制定前の議院内閣制の前史を略説する。

### 1 フランス憲法の特色

フランスは歴史的に体制変更とこれに伴う新憲法の制定が多く、1870年以降は共和制であるが、当時の第3共和制（1870～1940年）<sup>(6)</sup>以降も多くの憲法が制定されている。現在の第5共和制は1958年憲法が統治機構を定めているが、1958年憲法のほか、1789年人及び市民の権利宣言<sup>(7)</sup>（以下「1789年人権宣言」という。）、1946年10月27日憲法<sup>(8)</sup>（以下「1946年憲法」という。）前文や、2005年制定の環境憲章<sup>(9)</sup>も現行憲法法源に編入され<sup>(10)</sup>、1789年人権宣言と1946年憲法のような旧憲法の一部が現行憲法として有効とされている。1789年人権宣言は自由権、1946年憲法は社会権、環境憲章は新たな人権である環境権を定めており、統治機構（1958年憲法）と各種人権（その他）の分野別に成文憲法が分かれている。しかし、統治機構の分野でも、第1統領時代のナポレオン（Napoléon）が創設した国務院（コンセイユ・デタ）<sup>(11)</sup>について特に組織や権限に関する規定もないまま、1958年憲法で「国務院の議を経て」等の語が

(2) Marie-Luce Paris et al., *Constitutional Law in France*, Netherlands: Kluwer Law International, 2019, paras.208, 219.

(3) Sophie Boyron, *The Constitution of France: A Contextual Analysis* (Constitutional Systems of the World), Oxford: Hart Publishing, 2013, pp.63-79; 井上武史「Chap.3 フランス」初宿正典編『レクチャー比較憲法』（αブックス）法律文化社, 2014, p.75.

(4) M. デュヴェルジェ（時本義昭訳）『フランス憲法史』みすず書房, 1995, pp.146-147.（原書名：Maurice Duverger, *Les Constitutions de la France* (Que sais-je? n° 162), 13e éd., Paris: Presses Universitaires de France, 1993); ジョヴァンニ・サルトーリ（岡沢憲美監訳、工藤裕子訳）『比較政治学—構造・動機・結果—』早稲田大学出版部, 2000, pp.135-140, 146-148.（原書名：Giovanni Sartori, *Comparative Constitutional Engineering: An Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes*, 2nd ed., Basingstoke, Hampshire: Macmillan, 1996）

(5) Constitution du 4 octobre 1958.

(6) デュヴェルジェ 前掲注(4), pp.109-116.

(7) Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen de 1789.

(8) Constitution du 27 octobre 1946.

(9) Charte de l'environnement.

(10) 井上 前掲注(3), pp.68-69.

(11) 国務院 (Conseil d'Etat) は1799年制定の憲法で創設された機関であり、日本の内閣法制局に類似した法制諮問機関の機能と、最高行政裁判所の機能とを併有している。Constitution du 22 Frimaire An VIII, Art.52. 奥村公輔「フランスにおける憲法解釈機関としてのコンセイユ・デタ行政部」『レファレンス』783号, 2016.4, pp.88-89. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9957300\\_po\\_078305.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9957300_po_078305.pdf?contentNo=1)>; 滝沢正『フランス法 第5版』三省堂, 2018, pp.200-205.

用いられている。このようにフランスの統治機構には体制変更の前後を問わずに連続性が認められ、1958年憲法上の統治機構の理解には、ある程度旧憲法に関する知見が有益であり、必要な場合もある。特に、1958年憲法は、脆弱（ぜいじゃく）な基盤の短命な政権が次々と交代する第3共和制期の議院内閣制の克服に挫折した第4共和制（1946～1958年）<sup>(12)</sup>の1946年憲法に代えて、内閣の安定化を主要な目的として制定されたことは周知のとおりである。そこで、現在の議院内閣制、特に内閣の信任の理解に必要な範囲内で、次節で第3共和制、第3節で第4共和制の議院内閣制に触れることとする。

## 2 第3共和制期の議院内閣制

第3共和制憲法（以下「1875年憲法」という。）は、「公権力の組織に関する1875年2月25日法律」（以下「公権力組織法」という。）<sup>(13)</sup>、「元老院の組織に関する1875年2月24日法律」（以下「上院組織法」という。）<sup>(14)</sup>及び「公権力の関係に関する1875年7月16日憲法法律」（以下「公権力関係法」という。）<sup>(15)</sup>の3件に分かれていたが、合わせて僅かに34か条で専ら統治機構を簡潔に定め、その欠缺（けんけつ）の多くが憲法慣習<sup>(16)</sup>で補われた<sup>(17)</sup>。

議院内閣制の前提として、二院制の議会（公権力組織法第1条第1項）、下院議員の普通選挙（同条第2項）、上院議員の間接選挙（上院組織法第4条）<sup>(18)</sup>、両院合同会議による大統領選挙（公権力組織法第2条）、大統領の下院解散権（同法第5条第1項）が憲法で定められ、議会と内閣の関係については、大統領の任免する大臣（同法第3条第4項）が両議院に連帯責任を負い（同法第6条第1項）、当初は内閣が議会とともに大統領の信任を必要とする二元型議院内閣制（フランスでは「オルレアン型議院内閣制」ともいう。）が想定されていたが、内閣総理大臣<sup>(19)</sup>の制度等は憲法慣習に委ねられた<sup>(20)</sup>。その後、大統領が下院解散権を行使しない慣習が確立する<sup>(21)</sup>などした結果、大統領の実権が名目化して、内閣が専ら議会の信任に依

(12) ナチス・ドイツの侵略による第3共和制の崩壊から連合軍とレジスタンスによるパリ解放までのヴィシー政権期（1940～1944年）と、その後1946年憲法制定までの移行期は、正式な憲法のない空白期間とされている。デュヴェルジェ 前掲注(4), pp.126-133.

(13) Loi du 25 février 1875 relative à l'organisation des pouvoirs publics. 1875年憲法は、フランス憲法院ウェブサイト <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/les-constitutions-dans-l-histoire/constitution-de-1875-iiie-republique>> 参照。

(14) Loi du 24 février 1875 relative à l'organisation du Sénat.

(15) Loi constitutionnelle du 16 juillet 1875 sur les rapports des pouvoirs publics. なお、憲法（的）法律とは、a. 憲法改正をする法律又は b. 憲法自体をいう。「Loi constitutionnelle（憲法）憲法的法律」レモン・ギリアン、ジャン・ヴァンサン編著（中村紘一ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳）『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂、2012, p.263.（原書名：Raymond Guillien et Jean Vincent, eds., *Lexique des termes juridiques*, 16e éd., Paris: Dalloz, 2007）第3共和制の1875年憲法は、b. の意味の憲法法律3件に分かれ、うち公権力関係法の題名に「憲法法律」の字句が用いられている。

(16) 一致した先例に由来し、一国の公権力に尊重されている不文の規範で、一般的には成文の憲法を補完し、又は解釈するものであるが、例外的に変更するものもある。「Coutume constitutionnelle（憲法）憲法慣習」ギリアン・ヴァンサン編著 同上, p.131.

(17) デュヴェルジェ 前掲注(4), p.110; 横尾日出雄「議会制における信任関係について—フランス第四共和制憲法における「内閣の安定化」の方策—」『中央大学大学院研究年報』15号 I-1（法学研究科篇 上）1986.3.1, pp.37-49. なお、同稿の「議会制」は議院内閣制と同義である（同, p.46（注1））。

(18) 第3共和制のフランス上院議員は、下院議員、地方議会議員と市町村議会選出選挙人が共同して選挙した。

(19) なお、「閣議」又は「内閣」を意味する« Conseil des ministres » は、1875年憲法上の用語である。公権力組織法第4条第1項・第2項、第7条第2項、公権力関係法第12条第2項

(20) デュヴェルジェ 前掲注(4), p.110.

(21) 1871年2月の国民議会で過半数を占めた王党派は正統王朝（ブルボン朝）派とオルレアン朝派に分かれ、1873年5月には両派が妥協して王党派のマクマオン（Edme Patrice Maurice de Mac-Mahon）大統領が選出されたが、国旗の採用では両派が対立し、1875年憲法が制定され第3共和制が成立し、両派は妥協の機会を待って王政復古を図ろうとした。しかし、1876年2月の総選挙の結果、下院議員の過半数を占めた共和派の内閣が成立し、これと

拠する一元型議院内閣制が形成され定着した<sup>(22)</sup>。しかし、優位な議会に対抗手段のない内閣の従属性が顕著となり<sup>(23)</sup>、さらに議会の小党分立で生じた連立内閣は与党間の対立から不安定化し<sup>(24)</sup>、第3共和制期は100以上の内閣が交代した<sup>(25)</sup>。また、憲法の簡潔性により議院規則事項の範囲が広く、議院自律権に基づき事実上の不信任決議（以下「問責決議」という。）を伴う政府問責質問（interpellation）<sup>(26)</sup>の手續等が発達した<sup>(27)</sup>ことも、内閣の不安定化の一因となった。

大臣は内閣の一般政策について両議院に連帯責任を負う（公権力組織法第6条第1項）ため、元老院（上院）を含む各議院で不信任案の可決又は信任案の否決があると、内閣は総辞職を余儀なくされた<sup>(28)</sup>。

信任案（question de confiance）<sup>(29)</sup>は、内閣の存続と政策遂行に必要な不可欠な重要法案の否決が内閣総辞職を伴うことを示して各議院にその可決を迫る武器とされており、必然的に議案（実際は法案）に附帯され<sup>(30)</sup>、本来は一般政策について両議院に連帯責任を負う内閣が提出すべきものである<sup>(31)</sup>。しかし、しばしば、信任案が（法案を所管する）大臣の独断で提出されたことから<sup>(32)</sup>、不用意な内閣総辞職を招き、内閣の不安定性を更に助長した<sup>(33)</sup>。

### 3 第4共和制期の議院内閣制

第3共和制期の議院内閣制に関する憲法規定の欠缺と内閣の不安定性から、第2次世界大戦後の第4共和制の成立過程では、歴史的に憲法慣習で展開してきた議院内閣制を憲法等で厳密

対立した王党派の同大統領は1877年6月に下院を解散したが、同年10月の総選挙後も共和派が下院議員の過半数を占めて最終的に共和派の内閣が成立した。これを契機として、事実上、一元型議院内閣制と下院解散権不行使の原則が確立された。横尾 前掲注(17), p.47 (注18); 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』有信堂, 1962, pp.124-130.

(22) 横尾 同上, p.37.

(23) 同上, p.39.

(24) 野村 前掲注(21), pp.130-133; デュヴェルジェ 前掲注(4), pp.123, 211-212. (第3章訳注[24])

(25) 山口俊夫『概説フランス法 上』東京大学出版会, 1978, p.95.

(26) 問責質問は、その提出後、①議事日程の中断、②全議員が参加可能な一般討論、③議院の決議を行う手續である。本来は質問の手續であったが、③が内閣の責任を迫る問責決議となり、第3共和制期から第4共和制期には倒閣のため濫用された。濱野雄太「フランスの議会質問制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1046, 2019.3.14, p.1. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11252028\\_po\\_1046.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252028_po_1046.pdf?contentNo=1)>; 大石真「フランスの議会による行政統制」フランス行政法研究会編『現代行政の統制—フランス行政法研究—』（比較行政法叢書 3）成文堂, 1990, p.250.

(27) 勝山教子「フランス第五共和制における“合理化された議院制”の構造とその改革（一）」『同志社法學』40巻6号, 1989.3, p.126.

(28) 公権力組織法第6条第1項は、別に、大臣の行為については本人が個人として責任を負う旨を定めていた。この大臣の個人責任は、政治責任である連帯責任と異なり、刑罰を受ける刑事責任又は他人や国に損害賠償の義務を負う民事責任とされている。Francis Hamon et Michel Troper, *Droit Constitutionnel* (Manuel), 38e éd., Issy-les-Moulineaux: LGDJ, Lextenso éditions, 2017, § 402. 憲法その他の法の欠缺から諸説があったが、例えば弾劾裁判に類する裁判で問われる特殊な責任であり、通常の刑事や民事の責任ではない。椎名慎太郎「フランス第三共和制下の大臣責任制—マルヴィ事件をめぐる法律論争」（フランス行政法研究 9）『法律時報』54巻3号, 1982.3, pp.128-131; 三上佳佑「1875年憲法的諸法律における大臣責任—大臣の政治責任の構造と動態—」『南山法学』43巻1号, 2019.9, pp.46-50.

(29) 「信任問題」の訳語が用いられることも多いが、本稿では、制度的な比較が可能な「信任案」を用いた。

(30) 野村 前掲注(21), pp.143-144 は、信任案が内閣の武器であることを示唆した上で、信任案を一定の議案に附帯する必然性と、両案の議決の一体不可分性を説いている。

(31) Hamon et Troper, *op.cit.*(28), § 402.

(32) 蔵相が財政法案の1条項に独断で信任案を附帯して否決されたため、内閣総辞職をした事例が指摘されている。三上 前掲注(28), p.49.

(33) 横尾 前掲注(17), p.42.

に定める「議院内閣制の合理化」<sup>(34)</sup>により内閣の安定を確保する方策が追求され<sup>(35)</sup>、1946年憲法を制定して内閣の安定化を図ったが、その後の運用によりこの試みは挫折した。以下、大統領、議会等の議院内閣制関係の統治機構（第(1)項）、内閣成立時の信任手続（第(2)項）及び内閣存続中の信任手続（第(3)項）に分けて、第4共和制の議院内閣制を紹介する。

## (1) 統治機構

議会は直接公選の国民議会（以下「下院」という。）と間接公選の共和国評議会（以下本節において「上院」という。）の二院制（1946年憲法第5条・第10条第1項）であるが、下院が法律の議決権を独占し（第13条）、大臣は上院に責任を負わない（第48条第2項）など、下院の優越が顕著であった。大統領により内閣総理大臣（*président du Conseil (des ministres)*、以下「首相」という。）に指名された者（以下「首相候補者」という。）が下院で信任決議を受けると、大統領により正式に任命される（第45条・第46条）。議会で選出される大統領（第29条）は実権に乏しく、1946年憲法上、上院に著しく優越する下院と行政の実権が集中する首相との関係を軸として一元型議院内閣制が定められた。

しかし、議会の小党分立が常態化して内閣の成立には連立与党となる多数派の形成が必要なことから、大統領が各政党に首相候補者を提案することとなり、大統領の首相指名権限の裁量性が高まった<sup>(36)</sup>。小党分立で不安定な内閣を抱える首相は下院の議決が得られないと上院の支持を求めるようになり<sup>(37)</sup>、また、上院では議院規則の改正で事実上の政府問責質問が可能となって憲法に規定のない問責決議により内閣は総辞職を余儀なくされた<sup>(38)</sup>。さらに、1954年12月7日憲法的法律<sup>(39)</sup>による憲法改正（以下「1954年憲法改正」という。）では法律の制定には原則として両議院で一致した議決が必要となって（新第20条第1項）、上院が法案の議決権を得る等その地位は向上したが、下院と内閣の関係を基軸とする議院内閣制の当初の構想は破綻した<sup>(40)</sup>。

なお、下院の解散（第51条）は、任期（*législature*）<sup>(41)</sup>開始後18か月間を行うことができない（同条第2項）が、その後は、a. 信任案の否決（第49条）又は不信任案の可決（第50条）、b. 18か月間に2回の内閣総辞職<sup>(42)</sup>（aによるものに限る。）、c. 下院議長の意見の聴取、最後に

34) 本来の「議院内閣制の合理化」又は「合理化された議院内閣制」は、第1次世界大戦後の欧州各国で憲法制定に当たり、（議院内閣制の母国とされる）イギリスの憲法慣習を成文憲法に規定して、議会と内閣との均衡を維持しつつ明確で厳格な統治機構の構築を図るもので、不信任決議の濫用の防止が重要な論点であったと指摘されている。デュヴェルジェ 前掲注(4), p.153; 大山礼子『フランスの政治制度 改訂版』（制度のメカニズム 4）東信堂, 2013, p.35.

35) 横尾日出雄「フランス議会制の信任関係について—内閣・議会の構造的関係と内閣・政党の機能的関係—」（第2次大戦後におけるフランス議会制の研究 2）『比較法雑誌』19巻4号, 1986.3, pp.50-51.

36) 横尾 前掲注(17), pp.42-43.

37) 同上, p.44.

38) 勝山 前掲注(27), pp.138-139 (注34) 参照。

39) *Loi constitutionnelle du 7 décembre 1954*.

40) 横尾 前掲注(17), p.43.

41) 会期と異なり、下院総選挙で更新される期間をいう。ただし、上院の部分改選では更新されない。おおむね、①立法府自体、②その任期の存続期間又は③立法府が立法権限を行使する一任期の期間とされ、「立法期」ということも多い。「*Législature*（憲法）立法期；立法府」ギリアン・ヴァンサン編著 前掲注(15), p.329.

42) 第51条第1項の規定上は「内閣の危機」。この用語は内閣総辞職の原因となる事件又は内閣総辞職後新内閣成立までの移行期間とされている。「*Crise ministérielle*（憲法）内閣の危機」ギリアン・ヴァンサン編著 同上, p.134; Gérard Cornu, *Vocabulaire juridique* (Quadrige), 13e édition mise à jour, Paris: Presses universitaires de France, 2020, p.285. 水木惣太郎『議会制度論』有信堂, 1963, p.73は「内閣の更迭」、野村 前掲注(21), p.141は「政変」の訳語を用いる。

d. 閣議を経て解散が可能となる（第 51 条第 1 項）<sup>(43)</sup>。このように、下院の解散には厳格な要件があり、解散事例も 1 件のみである<sup>(44)</sup>。

## (2) 内閣成立手続

内閣成立手続は、大統領による首相の指名、首相候補者による内閣の綱領と政策の下院への提出、首相候補者の信任投票の 3 段階で行われた（1946 年憲法第 45 条）。

1946 年憲法制定当初の第 45 条及び第 46 条の規定と、その 1954 年憲法改正後の規定を新旧対照表の形式で示せば次表のとおりである。なお、規定上の「首相候補者」は、単に « le président du Conseil (des ministres) » とされているので、「内閣総理大臣」と訳出した。

### 1946 年憲法第 45 条・第 46 条（1954 年憲法改正）新旧対照表

新（1954 年憲法改正後）	旧（1954 年憲法改正前）
第 45 条 議会の各任期の始めに、大統領は、慣例の諮問を経て内閣総理大臣を指名する。	第 45 条 議会の各任期の始めに、大統領は、慣例の諮問を経て内閣総理大臣を指名する。
② 不可抗力により下院の集會に支障がある場合を除き、 <u>内閣総理大臣は、閣僚を選定してその名簿を下院に通知し、その遂行予定の内閣の綱領及び政策について信任を得るため下院に出席する。</u>	② <u>内閣総理大臣は、その組閣予定の内閣の綱領及び政策を下院に提出する。</u>
③ <u>前項の議決は、記名投票の単純多数で決する。</u>	③ 不可抗力により下院の集會に支障がある場合を除き、 <u>内閣総理大臣及び大臣は、内閣総理大臣が記名投票で下院の総議員の過半数による下院の信任投票を得なければ、任命することができない。</u>
④ 内閣総理大臣が欠けたときは、第 52 条 <sup>(注1)</sup> に規定する場合を除き、議会の任期中においても、前各項と同様とする。	④ <u>死亡、辞職その他いかなる事由であるかを問わず、内閣総理大臣が欠けたときは、第 52 条<sup>(注1)</sup>に規定する場合を除き、議会の任期中においても、前各項と同様とする。</u>
⑤ 大臣の任命後 15 日以内に生じた内閣の危機は、第 51 条 <sup>(注2)</sup> の適用については、全てないものとみなす。	⑤ 大臣の任命後 15 日以内に生じた内閣の危機は、第 51 条 <sup>(注2)</sup> の適用については、全てないものとみなす。
第 46 条 内閣総理大臣及びその選定した大臣は、大統領令で任命する。	第 46 条 内閣総理大臣及びその選定した大臣は、大統領令で任命する。

(凡例) 下線は新旧条文で異なる箇所を示す。

(注 1) 第 52 条は、下院の解散中の選挙管理内閣に関する規定である。

(注 2) 第 51 条は、下院の解散に関する規定である。

(出典) « Constitution de 1946, IV<sup>e</sup> République - 27 octobre 1946 ». Conseil constitutionnel Website <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/les-constitutions-dans-l-histoire/constitution-de-1946-ive-republique>>; 福井勇二郎訳、野田良之校訂『フランス共和国憲法』（憲法正文シリーズ 5）有斐閣，1958，pp.26-29；野村敬造『フランス憲法・行政法概論』有信堂，1962，pp.659-660 等を基に筆者作成。

ただし、ここでは、端的に内閣総辞職と考えられる。なお、組閣後 15 日以内の内閣の危機は、解散事由とならない（第 45 条第 5 項）。野村 同；Georges Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, Paris: Recueil Sirey, 1949, p.472.

(43) 水木 同上，pp.72-73；野村 同上，pp.140-141.

(44) 水木 同上

1946年憲法制定当初は、大統領は、第3共和制の時代からの慣例により両院議長や各派の代表の意見を聴いた（慣例の諮問）<sup>(45)</sup>後に首相を指名した（第45条第1項）。首相候補者は内閣の綱領と政策を下院に提出し（同条旧第2項）、その後下院の信任投票で首相の指名が承認されると（同条旧第3項）、改めて正式に首相とその選定した大臣が大統領令で任命された（第46条）<sup>(46)</sup>。特に、第45条旧第3項は、首相候補者の信任投票（investir le président du Conseil de la confiance）<sup>(47)</sup>について、「内閣総理大臣及び大臣は、内閣総理大臣が下院の総議員の過半数による信任投票を得なければ、任命することができない」と規定し、信任投票が首相の任命、ひいては内閣成立の要件であることが明確に定められていた<sup>(48)</sup>。すなわち、同条に定める内閣の成立要件は、a. 大統領による首相の指名（同条第1項）、b. 首相候補者による綱領と政策の下院への提出（同条旧第2項）、c. 首相候補者に対する下院議員の信任投票（同条旧第3項）であった。特に、内閣の綱領と政策を提出した首相候補者を下院の信任投票の対象としたことは、閣内の結束と同質性の向上を図ったものと考えられ、その議決要件を（投票の過半数による単純多数決でなく）総議員の過半数による特別多数決としたことは、首相の政治的指導力の基盤を確立するため、その地位の強化を図ったものと考えられる。

しかし、実際は、更にd. 下院による内閣の信任決議が行われ、内閣成立手続は、憲法規定上の3段階の手続（a～c）の後、憲法規定外のd. 内閣の信任手続を行う4段階となった<sup>(49)</sup>。その後、第4共和制でも小党分立により連立内閣が常態化し、連立交渉をめぐる政党間の抗争を処理するため閣僚人事の根回しが必要となって、c. 信任投票の前に事実上の組閣を終える慣習が定着した<sup>(50)</sup>。また、首相候補者が小党分立の下院で総議員の過半数の信任投票を得ることは困難であり、実際の内閣成立手続は難航した<sup>(51)</sup>。

1954年憲法改正で第45条が改められ、内閣成立手続が変更された。内閣成立手続は、a. 大統領による首相の指名（同条第1項）、b. 首相候補者による閣僚名簿、綱領及び政策の下院への提出（同条新第2項）、c. 綱領と政策についての信任決議（同項）の3段階に整理され<sup>(52)</sup>、憲法規定上の首相の信任投票と慣習上の内閣の信任手続が、綱領や政策とともに閣僚名簿を事前に提出した上で、綱領と政策についての信任手続1回に集約された。なお、新たな信任手続上の信任決議の議決要件は、かつての信任投票の総議員の過半数による特別多数決（旧第3項）

(45) 水木 前掲注(42), p.61.

(46) 横尾 前掲注(17), p.41.

(47) 「信任投票」は、首相候補者を下院が信任する投票ないし議決で大統領によるその指名を承認するものをいう。《Investiture》Cornu, *op.cit.*(42), p.569; 「Investiture（憲法）公認：信任投票」ギリアン・ヴァンサン編著 前掲注(15), p.242. なお、現在、信任投票を「選挙」として行うドイツのような国もある（ドイツ連邦共和国基本法第63条第1項・第2項）。しかし、ドイツの大統領が指名（推薦）する首相候補者の選任手続も、候補者2人以上を前提とする本来の「選挙」ではなく、候補者1人に対する信任投票と考えられる。

(48) 横尾 前掲注(17), p.40によれば、首相の下院による「叙任（investir）」とされ、選任による職務（権限）の付与があると解されているようである。しかし、下院の信任決議の前後に大統領による首相の指名と任命があるため、その信任決議は大統領の首相指名又は首相候補者を承認する意義を有すると解される。「investiture」山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.307; 「Investiture（憲法）公認：信任投票」ギリアン・ヴァンサン編著 同上, p.242 参照。

(49) 横尾 同上, p.41.

(50) 同上, pp.43-44.

(51) 野村 前掲注(21), pp.142-143.

(52) 横尾 前掲注(17), p.45は、1946年憲法第45条第2項の1954年の改正で、大統領による首相の指名、下院による首相及び内閣の信任決議、首相及び大臣の任命の3段階とする。しかし、第3段階の手続は1954年の改正対象外の1946年憲法第46条に規定されており、本稿は、内閣成立時の信任手続を第45条所定の手続に限った。

から投票の単純多数<sup>(53)</sup>による単純多数決（新第3項）に引き下げられ、首相の任命と内閣の成立が容易になった。

この第45条の改正については、「信任投票」を含意する用語«investir»が削られ、信任の対象（以下「信任事項」という。）が人事から政策や綱領に変更されたため、首相の信任投票から政策等に附帯する信任案の議決手続になったとの見方も可能である<sup>(54)</sup>が、信任手続が引き続き内閣成立手続の一部であることに変わりはないため、この改正を単なる信任投票の議決要件の引下げとする見方も可能である<sup>(55)</sup>。ただし、首相の任命手続の一環として「綱領と政策」に附帯する信任案という概念が生じたことは（第4節参照）、1958年憲法に影響を及ぼした（後述）。

なお、議会の任期中に首相が欠けたときも、下院の解散による選挙管理内閣（第52条<sup>(56)</sup>）の場合を除き、同様の信任手続が行われることとされていた（同条第4項）。ただし、不可抗力により下院の集会に支障がある場合は信任手続が省略される（同条新第2項・旧第3項）。

また、この信任決議の議決要件の引下げにより小党分立が常態化した下院でも内閣は成立しやすくなったが、しばしば成立する少数与党内閣は不安定性を免れず、また、信任手続を閣僚名簿の提出後に行うことになり、首相の閣僚人事が連立交渉の対象となることが憲法規定上も明確化した<sup>(57)</sup>。下院の小党分立自体は信任手続の整備では解消できないため、内閣の不安定性の議院内閣制の合理化による克服には限界があることも明らかになった。

### (3) 内閣存続中の信任手続

内閣存続中の信任手続は、信任案（第49条）が a. 閣議（同条第1項前段）、b. 首相による下院への提出（同項後段）、c. 考慮時間（同条第2項）、d. 議決（同条第3項）の4段階で処理される手続である。

1946年憲法第49条の制定当初の旧規定と、1954年憲法改正後の新規定を新旧対照表の形式で示せば次のとおりである。

<sup>53</sup> 「Majorité（憲法）多数票；与党；議会多数派」ギリアン・ヴァンサン編著 前掲注(15), p.267 は、投票の最多数である多数票のうち他の候補者の得票数より多い得票数を相対多数（Majorité relative）、単純多数（Majorité simple）とする。ただし、大統領の指名した首相候補者や、首相候補者の提出した綱領や政策は、その承認の可否を二者択一で決するものであるため、その「投票の単純多数」は、「投票の過半数」と同じになる。

<sup>54</sup> 「Investiture（憲法）公認；信任投票」ギリアン・ヴァンサン編著 同上, p.242 は、首相による組閣の事前承認としての意義が認められる信任投票を1954年の憲法改正以前の制度とし、同改正後の信任手続は組閣後に行われる異質な制度であることが示唆されている。

<sup>55</sup> Hamon et Troper, *op.cit.*(28), 2017, § 450.

<sup>56</sup> 第52条第1項・第2項では、1946年憲法制定当初は、解散時の選挙管理内閣では首相と内相が辞職して大統領が下院議長を首相に指名し、下院議長が内相を指名することとされていたが、1954年憲法改正後は、不信任決議による解散時に限り、大統領が下院議長を首相兼内相に任命することとされていた。いずれの場合についても、下院の信任手続が省略されて大統領が首相と内相を任命することとなる（第46条）。

<sup>57</sup> 横尾 前掲注(17), pp.43-44.

1946年憲法第49条（1954年憲法改正）新旧対照表

新（1954年憲法改正後）	旧（1954年憲法改正前）
<p>第49条 信任案は、閣議を経なければ、提出することができない。その信任案は、内閣総理大臣でなければ提出することができない。</p> <p>② 信任案は、下院に提出した後<u>24時間</u>を経過しなければ議決することができない。その議決は、記名投票で行う。</p> <p>③ <u>内閣の信任案は、下院の総議員の過半数で否決する。</u></p> <p>④ 内閣は、信任案が否決されたときは、総辞職を行う。</p>	<p>第49条 信任案は、閣議を経なければ、提出することができない。その信任案は、内閣総理大臣でなければ提出することができない。</p> <p>② 信任案は、下院に提出した後<u>満1日</u>を経過しなければ議決することができない。その議決は、記名投票で行う。</p> <p>③ <u>内閣の信任案は、下院の総議員の過半数の反対がなければ否決することができない。</u></p> <p>④ 内閣は、信任案が否決されたときは、総辞職を行う。</p>

（凡例）下線は新旧条文で異なる箇所を示す。

（出典）« Constitution de 1946, IV<sup>e</sup> République - 27 octobre 1946 ». Conseil constitutionnel Website <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/les-constitutions-dans-l-histoire/constitution-de-1946-ive-republique>>; 福井勇二郎訳、野田良之校訂『フランス共和国憲法』（憲法正文シリーズ 5）有斐閣、1958、pp.28-29; 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』有信堂、1962、p.660等を基に筆者作成。

第49条については、1954年憲法改正は字句の整理と考えられ、改正前後で実質的な内容に変更は見当たらない<sup>(58)</sup>。

信任案は、明示の規定はないが、一定の議案に附帯する信任案の提出を閣議で首相の判断に委ねる事前承認が一般的な運用とされ<sup>(59)</sup>、内閣を代表して専ら首相が信任案を提出し、第3共和制期のように各大臣が独断で信任案を提出する余地はなくなった。

しかし、内閣が政策遂行に必要な重要法案の可決を図るために信任案を提出した場合においても、その否決の効果は専ら内閣の総辞職であり（第4項）、総辞職をしないで下院を解散する選択肢はなかった（第(1)項参照）。しかも、法案に附帯した信任案の下院における採決で反対が投票の半数を超え下院の総議員の半数以下のときは、一方で信任案が可決されながら、他方で法案が否決される結果となり、必要不可欠な政策遂行手段を失った内閣が憲法上は義務のない総辞職を余儀なくされる事態が頻発した<sup>(60)</sup>。そこで、内閣の求めに反する議決を不信任とみなして内閣が事前に総辞職の意思を表明する疑似信任案（pseudo-question de confiance）という慣習上の手続が利用され、内閣は更に不安定化した<sup>(61)</sup>。また、小党分立の下院では案件ごとに支持勢力が流動的に交代する状況が生じて信任案の利用頻度が高まり、ひいては条項別の信任案も利用された<sup>(62)</sup>。

内閣存続中の信任手続については、議院内閣制の合理化による整備の余地が少なくない。ただし、これにより、下院の小党分立自体を解消する効果がないことは、内閣成立時の場合と同様である。

<sup>(58)</sup> Jean-Claude Colliard, « Article 49 à 51 », François Luchaire et al., *La Constitution de la République française: analyses et commentaires*, 3e éd., Paris: Economica, 2008, p.1228; 野村 前掲注(21), p.145.

<sup>(59)</sup> 横尾 前掲注(17), p.42.

<sup>(60)</sup> 勝山 前掲注(27), p.129; 横尾 同上, p.44.

<sup>(61)</sup> 横尾 同上

<sup>(62)</sup> 同上

## 4 小括

第3共和制では、憲法上、内閣が実権のある大統領の信任と両議院の信任の双方を必要とする二元型議院内閣制が想定されていた。しかし、実際には、簡潔な憲法の欠缺を補う憲法慣習や各議院が自律的に定める議院規則が一因となって大統領の下院解散権等が名目化し、内閣が専ら議会両議院の信任を必要とする一元型議院内閣制が確立された。議会の小党分立を背景とする頻繁な政権交代による内閣の不安定性が課題となった。

第4共和制では、議院内閣制に関する憲法規定の整備を図る「議院内閣制の合理化」により、第3共和制期の内閣の不安定性を克服する制度改革が試みられた。

内閣の成立時については、首相の信任決議を要件とする組閣手続（憲法第45条）が整備された。すなわち、制定当初の同条では、総選挙後の議会任期の始めに行われる組閣手続について、順次①大統領が首相を指名し（第1項）、②指名された首相が内閣の綱領と政策を下院に提出し（第2項）、③下院で指名された首相の信任投票を行って、その信任を総議員の過半数で決し（第3項）、④下院の信任を得た首相及びその選定した大臣を大統領が任命する（第46条）。したがって、下院の信任投票による首相の信任決議が内閣の成立要件として明確化されていた。

内閣成立後に改めて内閣の信任手続を行う慣習を受けて、1954年憲法改正による1946年憲法第45条改正で、憲法規定上の首相の信任投票と憲法慣習上の内閣の信任手続が、閣僚名簿の提出後に内閣の綱領と政策について行う信任手続に一本化され、首相の信任手続は内閣とその綱領や政策に附帯する信任案という概念が生じた。なお、この憲法改正では、併せて、信任決議の議決要件が総議員の過半数から投票の過半数に引き下げられ、下院の小党分立で難航する内閣成立（首相と大臣の任命）手続の促進が図られた<sup>(63)</sup>。

内閣の存続中については、信任案の手続（1946年憲法第49条）が整備された。明示の憲法規定はないが、信任案は、事実上、内閣が法案等に附帯してその可決を図る政策遂行手段であった。信任案は下院の総議員の過半数の反対が否決の要件とされ、内閣の安定化が図られた。しかし、信任案の否決や不信任決議の効果が内閣の総辞職に限られ、内閣が下院の解散を直ちに選択することができなかったことや、信任案とこれを附帯する法案との間で議決要件に差が生じたこと等から、信任案は政策遂行手段として十分な効果を発揮できなかった。

第4共和制期の信任手続の整備は、課題とされた内閣の不安定性の主な原因である下院の小党分立自体を解消するものではない点で限界があった。ただし、内閣存続中の信任案の手続には制度的な不備も判明し、内閣の不安定性とともに、後の1958年憲法による議院内閣制の合理化の課題となった。

## II 現行憲法上の議院内閣制の仕組み

### 1 第5共和制と1958年憲法

第4共和制の不安定な内閣はアルジェリア独立戦争に端を発した内戦の危機への対処に失敗し、かねて大統領の権限強化を主張してきたド・ゴール（Charles de Gaulle）将軍が新憲法の発案権と引き換えに事態の収拾を引き受け、1958年6月1日に成立したド・ゴール内閣が新

<sup>(63)</sup> 野村 前掲注(21), pp.142-143, 145.

憲法を起草することとなった<sup>(64)</sup>。その組閣直後に全1か条の「憲法第90条の臨時特例及び国民投票の規定に関する1958年6月3日憲法律」<sup>(65)</sup>が制定され、議院内閣制の採用（規定上は「内閣（Gouvernement）が議会に責任を負う」原則）を含む新憲法の5原則（第2項各号）と制定手続（第3項・第4項）が定められた<sup>(66)</sup>。これにより、1958年憲法が制定されて第5共和制に移行した。

第5共和制は、公選の大統領と二院制の議会の下で、内閣が大統領と下院の両方の信任に依拠する二元型の議院内閣制を採用する。しかし、第3共和制以来の不安定な内閣が政策遂行手段を失って政権運営を全うできなかったことを踏まえ、1958年憲法は、大統領や内閣の権限を強化し、逆に議会の権限を抑制することとなった。以下本節では大統領の地位（第(1)項）及び議会の権限（第(2)項）について触れ、「内閣」等の用語の意義を整理する（第(3)項）。議院内閣制自体については、次節以降で考察する。

### (1) 大統領

大統領は1958年憲法制定当初は間接選挙で、その1962年11月6日法律第62-1292号<sup>(67)</sup>による改正<sup>(68)</sup>（以下「1962年憲法改正」という。）後は直接選挙で選出され<sup>(69)</sup>、その民主的正統性が強化されて大統領の実権が確立した。

一般に、大統領は、実権の程度を問わず、共和制の国の元首とされている。フランス大統領の地位は、1958年憲法上、裁定により公権力の適正な運営と国の継続性を確保する存在とされ（第5条。以下本章で条名のみを記載する規定は、1958年憲法の規定である。）、国政を決定して遂行し、さらに行政を統轄する政府（第20条第1項・第2項）や、その指揮権を有する首相（第21条第1項）に対する関係は、大統領の地位からは必ずしも明らかでない。第19条は、大統領の具体的な権限行使の書面に首相や所管大臣の副署が必要なものと、不要なものに分け、後者の1958年憲法上の根拠規定を限定列挙し、前者を原則的な権限行使の方式としている。前者の方式で行使すべき権限は大統領が内閣と共有する「共有権限」、後者の方式で行使すべき権限は大統領固有の「固有権限」と呼ばれている<sup>(70)</sup>。副署が必要な共有権限は大統領と副署した大臣との共同行使が必要な「共同権限」、副署が不要な固有権限は大統領の単独行使が可能な「単独権限」ということもでき<sup>(71)</sup>、権限行使の方法として固有権限は共有権限に比べて大統領に裁量の余地が大きい権限といえよう<sup>(72)</sup>。

(64) 柴田三千雄ほか編『フランス史 3』（世界歴史大系）山川出版社、1995、pp.392-393；野村 同上、pp.150-153。

(65) Loi constitutionnelle du 3 juin 1958 portant dérogation transitoire aux dispositions de l'article 90 de la Constitution et prévoyant un référendum. なお、1946年憲法第90条は憲法改正に関する議会の手続を定めているが、1958年憲法は、1958年6月3日憲法律で議会の関与する手続が排除され、直接、国民投票に付されて成立している。

(66) 第2項で、普通選挙に基づく民主制（第1号）、行政権と立法権の分立（第2号）、議院内閣制（第3号）、司法権の独立（第4号）、本国と植民地との組織の設立権限（第5号）の5原則が、第3項・第4項では①一部の両院議員その他の委員で組織する諮問委員会、國務院等の意見聴取、②憲法案の閣議決定、③国民投票による②の承認の3段階の制定手続が定められた。こうして、新憲法の起草はド・ゴール内閣に全面的に委任された。

(67) Loi n° 62-1292 du 6 novembre 1962 relative à l'élection du Président de la République au suffrage universel. より正確に題名を訳せば、「普通選挙による大統領選挙に関する1962年11月6日法律第62-1292号」である。

(68) 1962年憲法改正はド・ゴール大統領が内閣提出法案を国民投票に付することができる旨を定める第11条を根拠として議会の審議を経ずに、憲法的法律でなく通常の法律（前掲注(67)参照）によって行われた憲法改正である。

(69) 制定当初の1958年憲法第6条により、1958年大統領選挙は、議会議員、県議会議員、海外領土議会議員、市町村議会の代表等を選挙人とする間接選挙であり、議会で選挙された第4共和制の大統領と異なっていた。なお、2000年まで任期7年であった大統領の間接選挙は、1958年の1回限りで、1962年憲法改正以降は直接選挙である。

(70) 福岡英明「大統領」植野妙実子編著『フランス憲法と統治構造』（日本比較法研究所研究叢書 82）中央大学出版部、2011、pp.42-47。

(71) 大山 前掲注(34)、p.57。

(72) Paris et al., *op.cit.*(2), paras.222-227 は、固有権限を自由裁量権限（discretionary powers）とする。もちろん、大統

1958年憲法の定める大統領の固有権限には、首相の任命（第8条第1項）、下院の解散（第12条）、審署<sup>(73)</sup>前の法律の憲法院への違憲審査請求（第61条）等の権限がある。

## (2) 議会

議会は、直接公選の下院と間接公選の元老院（以下「上院」という。）があり（第24条第2項～第4項）、予算法案等を下院の、地方自治関係法案を上院の先議事項とする（第39条第2項）が、基本的に対等な二院制とされ<sup>(74)</sup>、法案は原則として両議院の議決が一致するまで両議院の間を往復する<sup>(75)</sup>。ただし、法案が各議院で2回（事情により1回）審議しても議決が一致しない場合において、内閣の求めに応じて両院協議会（commission mixte paritaire）を開いても<sup>(76)</sup>意見が一致しないとき<sup>(77)</sup>は、内閣が改めて下院の議決を求め、これを当該法案の最終議決とすることができる（下院の優越。第45条）。ところで、法案の提出又は送付から議決に至る各議院の法案審議をフランスでは「読会（lecture）」といい<sup>(78)</sup>、法案の提出又は送付の都度、第1読会、第2読会と審議の回数を数えている<sup>(79)</sup>。したがって、フランスの法案審議は原則として読会が無制限であるが、内閣の求めがあるとおおむね下院で第3読会までに限られる。なお、両院協議会を開いても意見が一致しない場合に各議院で行われる審議を新読会（nouvelle lecture）、両議院新読会の議決が一致しない場合において内閣が下院の最終議決を求めたときに下院で行われる最終審議を終局読会（lecture définitive）という。

第3共和制と第4共和制では議会の内閣に対する優位と議会における小党分立が常態化したのが、このような背景の下で基盤が脆弱で短命な内閣が次々と政権交代を繰り返す不安定な議院内閣制を克服するため、1958年憲法では議会の立法権と議院自律権が抑制された。立法権については、1958年憲法に限定列挙した法律事項（第34条）以外は命令事項（第37条）とされ、行政立法も容易な制度とされている（第38条）。

議事日程の決定や議案の処理について政府の主導的な関与が可能となり（第38条、第40条、第44条、第48条等）、議院自律権が制約された。また、かつては憲法に規定のない手続で問責決議が行われたこと（第I章第2節）から、1958年憲法に信任決議と不信任決議の根拠規定（第49条・第50条。後述）が設けられ、各議院はその他の決議を行う権限を失った。内閣の責任を問わない新たな決議が可能となったのは、2008年7月23日憲法的法律第2008-724号による1958年憲法の改正<sup>(80)</sup>（以下「2008年憲法改正」という。）で、その根拠規定（第34-1

領が実際に行使する裁量の範囲は、権限の種別でなく、時の政治状況によることも多いと考えられる。idem, para.221; 福岡 前掲注(70), p.42.

(73) 法律又は条約が憲法の規定に従って成立したことを認証し、これに執行力を付与する大統領の行為をいう。「promulgation」山口編 前掲注(48), p.465.

(74) 大山 前掲注(34), p.105.

(75) 高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1047, 2019.3.14, pp.9, 13. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11252030\\_po\\_1047.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252030_po_1047.pdf?contentNo=1)>

(76) 議員提出法案については、両議院議長も共同で両院協議会の開催を求めることができる。憲法第45条第2項。

(77) ①両院協議会で得た成案がいずれかの議院で承認されなかったとき又は②両院協議会で成案を得なかった場合において、その後の両議院の議決が一致しなかったときの2つの場合がある。

(78) 「lecture」山口編 前掲注(48), pp.326-327.

(79) フランス議会の読会は各議院の法案審議（回次）を意味し、日本の旧帝国議会やイギリス議会のように、各議院の法案審議の各回を第1読会～第3読会の3段階に区分する3読会制とは異なる点に留意する必要がある。

(80) Loi constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la V<sup>e</sup> République. より正確に題名を訳せば、「第5共和制の諸制度の近代化に関する2008年7月23日憲法的法律第2008-724号」である。

条<sup>(81)</sup>が新設された時である（内閣の表明に関する決議について第3節参照）<sup>(82)</sup>。

立法権や議院自律権の制限の実効性を確保するため、1958年憲法では第7章で法律や議院規則の違憲審査を行う憲法院が新設された。このような経緯から、設立当初の憲法院は、人権保障のため違憲審査を行う憲法裁判所というより、議会が法律事項や議院規則事項の範囲を逸脱しないよう監視する特別な政治的機関と認識されていた<sup>(83)</sup>。

### (3) 内閣、政府、執行府

1946年憲法上の用語「内閣 (Cabinet)」又は「閣議 (Conseil des ministres)」のうち<sup>(84)</sup>、1958年憲法上の用語に「閣議」は見受けられるが「内閣」はなく、「政府 (Gouvernement)」が多用されている。また、同様に、1946年憲法上の「内閣総理大臣 (président du Conseil des ministres)」は1958年憲法では「首相 (Premier ministre)」に改称され、「大臣 (ministre)」より「政府構成員 (membres du Gouvernement)」が多用される。1958年憲法上、これらの用語の意義や相互関係は必ずしも明らかでないが、第5共和制の「政府」は、格の高いものから①首相、②国務大臣 (ministres d'État)、③大臣、④受命大臣 (ministres délégué) 及び⑤大臣補佐 (secrétaires d'État) で構成されている<sup>(85)</sup>。これらのうち、原則として閣議に出席しない⑤を除き、その上位で広義の大臣と認められる①～④<sup>(86)</sup>が閣僚として内閣を組織することになる。なお、大臣等は議会議員との兼職が禁止され (第23条第1項)、議会議員が大臣等に任命されたときは、その在職中はあらかじめ議員本人と同時に選出された予備議員が議会議員の職務を行う (第25条第2項)。

また、1958年憲法第9条により、閣議は、第4共和制時代の首相に代わり大統領が主宰し<sup>(87)</sup>、その明示の委任があるときは、首相が特定の議事日程に関し大統領を代行して主宰する。1958年憲法上の根拠はないが、首相主宰の閣議 (Conseil de Cabinet) も行われ、大統領主宰の正規の閣議ほどの重要性はなくなったが、議論が少なく形式的な承認の場となる正式な閣議<sup>(88)</sup>よりも時に実質的に機能することがあり、大統領の欠缺若しくは故障がある場合<sup>(89)</sup>又は大統領の支

(81) 三輪和宏「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」『外国の立法』240号、2009.6、pp.149-150。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000080\\_po\\_024003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000080_po_024003.pdf?contentNo=1)>

(82) 三輪和宏「フランスの統治機構改革—2008年7月23日の共和国憲法改正—」『レファレンス』700号、2009.5、p.74。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999607\\_po\\_070005.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999607_po_070005.pdf?contentNo=1)>; 横尾日出雄「2008年7月23日憲法改正とフランス第五共和制憲法における統治制度の改革」『社会科学研究』30巻1・2号、2010.3、p.23。

(83) 山元一「今、憲法裁判所が熱い!?!」自由人権協会編『憲法の現在 (いま)』(信山社双書:憲法) 信山社、2005、p.87; 井上武史「フランス憲法院」曾我部真裕・田近肇編『憲法裁判所の比較研究』信山社出版、2016、pp.3-5。

(84) 1946年憲法第6章の章名は「閣議関係 (Du Conseil des Ministres)」であるが、内容上は適切な「内閣」の訳例もある。福井勇二郎訳、野田良之校訂『フランス共和国憲法』(憲法正文シリーズ 5) 有斐閣、1958、p.27。

(85) 横尾日出雄「政府」植野編著 前掲注(70)、p.59; Hamon et Troper, *op.cit.*(28), para.617。ただし、その扱いは、その時々で異なり、憲法に規定のある①を除き、必ずしも時の政府に②～⑤の全職種が揃うとは限らない。大山 前掲注(34)、p.72。なお、日本の「政府」は、広義で国の統治機関全体、狭義では内閣とその統轄の下にある国の行政機関全体をいい(「政府」; 「行政機関」; 「行政組織」)法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第5版』有斐閣、2020、pp.679-680、219、227)、政治的任用によらず、政務にも携わらない補助機関を含む点でフランス憲法上の用語法と大きく異なることに留意する必要がある。ただし、フランスにも日本と同様の「政府」の用語法はある。「gouvernement」山口編 前掲注(48)、p.252 参照。

(86) もっとも、⑤を含めて大臣ということもある。Assemblée nationale, *Fiche de synthèse n°3: Le Gouvernement*。<<https://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-institutions-francaises-generalites/le-gouvernement>>

(87) 閣議の主宰者を意味する「内閣総理大臣 (président du Conseil des ministres)」から「首相 (Premier ministre)」への名称変更は、閣議の主宰者が大統領 (Président de la République) になったことと、官職の名称上 « président » の語の重複を避けたことに由来する。滝沢 前掲注(11)、pp.131-132。

(88) 大山 前掲注(34)、pp.74-75。

(89) 大統領の職務は、臨時に、上院議長が行い、同議長に支障があるときは政府が行う (1958年憲法第7条第4項)。ただし、この大統領代行は、その後行われる大統領選挙 (同条第5項) で新大統領が選出されるまでの経過措置と考えられる。

持政党（以下「大統領与党」という。）と対立する下院の多数派の首相がある、いわゆる「保革共存政権（cohabitation）」の場合に首相主宰の閣議の重要性が高まることが指摘されている<sup>(90)</sup>。

したがって、権力分立の一角を担う行政権については、首相と広義の大臣で組織される内閣、これに大臣補佐を加えた政府、さらに1958年憲法で新たに閣議の主宰者となった大統領を加えた執行府（Exécutif）<sup>(91)</sup>が認識されることになる。このうち、内閣と政府は大臣補佐の有無で区別されるが、後述のとおり組閣ないし政府の形成に際し、大臣補佐の任命方法に大臣と差異はなく、内閣総辞職の際に大臣補佐も内閣と命運を共にする点も同様である。したがって、「議院内閣制」を主題とし、政府と内閣を区別する実益に乏しい本稿では、原則として政府についても「内閣」の語を用い、政府構成員を適宜「大臣（等）」又は「閣僚（等）」ということとする。

## 2 第5共和制の議院内閣制の概要

第5共和制の議院内閣制は、半大統領制の下で内閣が大統領と下院の双方の信任に依拠する二元型議院内閣制である。

内閣の活動の指揮権や、命令制定権を有する首相（第21条第1項）は、大統領が任命し（第8条第1項前段）、その人選には大統領に裁量権がある（第19条）<sup>(92)</sup>。各大臣等は、首相の推薦に基づいて大統領が任命することとされている（第8条第2項）<sup>(93)</sup>。公選、特に1962年憲法改正以降は直接公選の大統領が議会から独立して有する高度の民主的正統性は、大統領が首相と大臣等を任命して成立する内閣にとっても民主的正統性の一源泉と考えられる<sup>(94)</sup>。特に首相の任命は大統領の固有権限に属する事項とされ（第19条）、1958年憲法上の首相の任命手続には1946年憲法のような下院の信任投票がない。

しかし、内閣は、その政策遂行手段となる法律の制定を議会に依存し<sup>(95)</sup>、また、1958年憲法制定の経緯から1958年憲法上も議院内閣制が採用され（第Ⅱ章第1節）、後述のとおり下院で信任案の否決又は不信任案の可決（不信任決議）があれば、首相は大統領への内閣総辞職の申出を余儀なくされる（第50条）。直接公選の大統領であっても議会、特に下院の意向を全く無視した首相の任命は困難であり、①下院の多数派が大統領与党である場合には、大統領の意向に沿って首相を任命できるが、②そうでない場合には、大統領与党でない下院の多数派から首相を任命せざるを得なくなる（保革共存政権）<sup>(96)</sup>。したがって、フランスの半大統領制は、下院の多数派が大統領与党である場合には大統領主導の政権運営（大統領制の側面）が機能し

<sup>(90)</sup> 横尾 前掲注(85), p.63.

<sup>(91)</sup> 「Exécutif (Pouvoir) (憲法) 執行権：執行府」ギリアン・ヴァンサン編著 前掲注(15), p.192; Louis Favoreu et al., *Droit constitutionnel*, 23e éd., Paris: Dalloz, 2021, §§ 865, 867.

<sup>(92)</sup> 官僚出身のポンピドゥー (Georges Pompidou) 首相やド・ヴィルパン (Dominique de Villepin) 首相などは、議會議員出身者でもない。Paris et al., *op.cit.*(2), para.223.

<sup>(93)</sup> ただし、1986年総選挙で保守系の共和国連合とフランス民主連合の両党が下院議員の過半数を得たため、社会党のミッテラン (François Mitterrand) 大統領が共和国連合のシラク (Jacques Chirac) 首相を任命して保革共存政権が成立した際には、軍の長 (1958年憲法第15条) や条約交渉権者 (第52条) である大統領が、国防相と外相について首相の推薦を拒否したことが指摘されている。大山 前掲注(34), pp.69-70.

<sup>(94)</sup> Paris et al., *op.cit.*(2), para.45.

<sup>(95)</sup> *ibid.*, para.210.

<sup>(96)</sup> 1986年3月～1988年5月の第2次シラク内閣、1993年3月～1995年5月のバラデュール (Edouard Balladur) 内閣、1997年6月～2002年5月のジョスパン (Lionel Jospin) 内閣の3例がある。なお、厳密に言えば、下院総選挙の結果、大統領与党と対立する多数派が生じたときは、大統領には、①下院の解散、②辞職、③下院の信任を得られる首相の任命という3つの政治的な選択肢があるとされている。大山 前掲注(34), p.67. ただし、解散による総選挙後1年以内は①の解散が禁止され(憲法第12条第4項)、②の辞職をした大統領もなく、実例は専ら③の保革共存政権に限られている。

やすく、そうでない場合には大統領の実権行使が困難で首相又は内閣主導の政権運営（議院内閣制の側面）が機能しやすい制度となる。このように、大統領又は首相のいずれが政権運営の主導権を掌握するかは状況に応じて流動的であり、大統領と首相という2人の政治指導者が並び立ち、時には相争う関係になり得るこのような体制は、双頭の執行府などと呼ばれている<sup>(97)</sup>。しかし、首相の任命を議院内閣制の視点で捉える限り、下院の多数派が大統領与党であるか否かを問わず、内閣成立時は下院の信任を得られる者が首相に任命されることが想定される。

なお、1958年憲法上、大統領は、首相の内閣総辞職の申出に基づいて、その辞職を許可することとされている（第8条第1項後段）<sup>(98)</sup>。したがって、大統領に首相の罷免権はないが、下院の多数派が大統領与党であるときは、事実上、大統領の意思で首相の辞職すなわち内閣総辞職をさせることが可能とされている<sup>(99)</sup>。

以上のような特徴があるフランス議院内閣制について、第3節では、信任案及び不信任案の処理手続（以下それぞれ「信任手続」及び「不信任手続」という。）を定める1958年憲法第49条と、信任案の否決や不信任案の可決の効果を定める第50条の概要を紹介する。その際、主に提出者、議決機関、議決要件及び信任事項に留意しつつ、本稿の趣旨から信任手続を中心に紹介し、不信任手続の紹介は信任手続の理解に必要な範囲に限るものとする。

### 3 議院内閣制に関する1958年憲法の規定

1958年憲法の起草時に採用された議院内閣制の原則（第1節）については、内閣に関する第20条に次の規定がある。

第20条 ①・②（略）

③ 内閣は、第49条及び第50条に定める条件及び手続により、議会に対し責任を負う。

この規定により、議院内閣制における信任及び不信任の手続については、第49条（第1項～第3項）と第50条の定めるところとなった。ただし、1958年憲法の条項には、「不信任（censure）」の用例はあるが、1946年憲法の「信任（confiance）」の用例はなく、1958年憲法制定の際にその原則等を定めた1958年6月3日憲法法律（第1節冒頭）の用語「責任（responsabilité）」が多用されている。ここで「責任」は、議会（下院）の信任を失った内閣が総辞職を求められる状態すなわち内閣の政治責任を指称する<sup>(100)</sup>。一般に、議院内閣制において、内閣提出の信任案の否決又は議員提出の不信任案の可決により、内閣は信任を失って責任を負うこととなる<sup>(101)</sup>。

第20条第3項の規定を受けて、第49条各項に信任や不信任の手続、第50条にその手続に従って行われた信任決議や不信任決議の効果が定められている。なお、2008年憲法改正で、内閣は、

<sup>(97)</sup> 同上, p.52.

<sup>(98)</sup> したがって、首相の辞職は、内閣総辞職を伴う。

<sup>(99)</sup> 1962年4月のドゥブレ（Michel Debré）内閣、1972年7月のシャバン＝デルマス（Jacques Chaban-Delmas）内閣、1984年7月のモーロワ（Pierre Mauroy）内閣、1991年5月のロカール内閣（Michel Rocard）、1992年4月のクレソン（Edith Cresson）内閣の総辞職がその例とされている。Paris et al., *op.cit.*(2), para.46.

<sup>(100)</sup> 「Responsabilité politique（憲法）政治責任」ギリアン・ヴァンサン編著 前掲注(15), p.377; « RESPONSABILITÉ – politique », Cornu, *op.cit.*(42), p.910. なお、1958年憲法上、下院の解散は、内閣が下院の信任を喪失した効果として行われることはなく、大統領の固有権限に基づいて行われる点に留意する必要がある。本節第(5)項参照。

<sup>(101)</sup> Hamon et Troper, *op.cit.*(28), § 102.

いずれかの議院において、自ら又は会派の求めに応じて特定事項に関し表明を行い、自ら信任案を附帯しないで当該各議院の決議事項とすることが可能となった（第 50-1 条。なお、決議一般に関する同様の改正について第 1 節第 (2) 項参照<sup>(102)</sup>）。これは、内閣総辞職等の法的効果を何ら生じない決議が行われる点で、内閣の一般政策の表明に関する上院の信任手続（第 49 条第 4 項。本節第 (4) 項）と同様である。したがって、議院内閣制の範囲外の制度として、本稿の考察の対象とはしない。

### (1) 1958 年憲法第 49 条第 1 項

第 49 条第 1 項は、内閣の綱領又は一般政策の表明に附帯する信任案に関する規定であり<sup>(103)</sup>、以下同項に定める信任手続を「1 項信任手続」という。

第 49 条 首相は、閣議を経て、下院に対し、内閣の綱領又は必要に応じ一般政策の表明について信任を問う。

②～④（略）

1 項信任手続の信任事項は、内閣の「綱領」又は「一般政策の表明」である。「綱領 (programme)」は内閣の政策の企画を示し、政党の公約にも用いられる用語とされている<sup>(104)</sup>。また、「一般政策の表明 (déclaration de politique générale)」は、首相が下院で政策案を提示する説明などとされ、「施政方針演説」と訳す例もある<sup>(105)</sup>。そこで、以下 1 項信任手続を特に信任事項を「綱領」と「一般政策の表明」に分けるときは、それぞれ「綱領信任手続」と「一般政策信任手続」ということとする。

1 項信任手続では、所定の討論の終局後に内閣の綱領又は「一般政策の」表明の承認 [案]（以下「政策承認案」という。）を表決に付することとされ（下院規則第 152 条第 3 項<sup>(106)</sup>）、政策承認案に信任案を附帯したものが採決されることになる<sup>(107)</sup>。しかし、厳格な書面による提出が必要な不信任案（後述。1958 年憲法第 49 条第 2 項。下院規則第 153 条～第 154 条）と異なり、政策承認案やこれに附帯する信任案の提出方式に関する規定は見当たらない<sup>(108)</sup>。むしろ、政

<sup>(102)</sup> 三輪 前掲注(82), p.75; 横尾 前掲注(82), p.28.

<sup>(103)</sup> Michel Lascombe et al., *Code constitutionnel et des droits fondamentaux: annoté, commenté en ligne papier & numérique* (Codes Dalloz), 6e éd., Paris: Dalloz, 2016, p.987; Favoreu et al., *op.cit.*(91), §§ 1132-1134; 横尾 前掲注(85), pp.69-70.

<sup>(104)</sup> 「programme」山口編 前掲注(48), p.463; « programme », Cornu, *op.cit.*(42), p.810. 「施政方針」と訳す例もある。滝沢 前掲注(11), p.143. なお、次注参照。

<sup>(105)</sup> 「Déclaration de politique générale (憲法) 一般政策表明」ギリアン・ヴァンサン編著 前掲注(15), p.138; « DECLARATION – de politique générale », Cornu, *op.cit.*(42), p.301. 「施政方針宣言」、「施政方針演説」と訳す例もある。「déclaration – de politique générale」山口編 同上, p.143; « déclaration » 『小学館ロベール仏和大辞典』小学館, 1988, p.672.

<sup>(106)</sup> Règlement de l'Assemblée. その内容は、国立国会図書館調査及び立法考査局編『フランス議会下院規則』（調査資料 2017-1-b 基本情報シリーズ 25）国立国会図書館, 2018, pp.32-90. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11062326\\_po\\_201701b.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11062326_po_201701b.pdf?contentNo=1)> 参照。第 152 条の訳は、古賀豪ほか訳「国民議会規則」国立国会図書館調査及び立法考査局編 同, p.87 参照。なお、本文中 [ ] 内の字句は、筆者が補記した。

<sup>(107)</sup> 下院規則第 152 条第 1 項には、「engage la responsabilité du Gouvernement sur son programme ou sur une déclaration de politique générale」という憲法第 49 条第 1 項とおおむね同じ字句があり、下院ウェブサイトに掲載された下院規則や、憲法院ウェブサイトに掲載された憲法の英訳版では、政府の綱領や一般政策の表明を“issue of the vote of confidence”（信任決議事項）とすると訳されている。なお、「責任をかける」とする訳が少なくないが、フランスの憲法や下院規則の訳以外に用例が見当たらず、その他の国の制度との比較が困難となるため、本稿ではその使用を避けた。

<sup>(108)</sup> 実際の議事では、議長が一般政策の表明等の前後に当該表明等について信任を問う首相の意向を伝え、その採決が行われている。例えば、1997 年 6 月 19 日のジョスパン内閣の一般政策の表明に関するファビウス (Laurent

策承認案を信任事項に指定することで、政策承認案に信任案を附帯して一体不可分にしたものと見ることができることから、これを「1項附帯信任案」、うち内閣の綱領に関するものを「綱領附帯信任案」、内閣の一般政策の表明に関するものを「一般政策附帯信任案」ということとし<sup>(109)</sup>、以下何らかの議案を信任事項に指定することをその議案「に信任を附帯する」ということとする。

1項信任手続と1946年憲法第45条の信任手続との連続性については、一考の余地がある。特に、1954年憲法改正前の同条第3項は大統領の指名した首相候補者を承認する信任投票を定め、改正後の第2項の当該首相候補者が「綱領及び政策について信任を得る」旨の規定も内閣成立手続の一部を定めるものであった。これに対し、1958年憲法では大統領が首相と大臣等を任命すれば内閣は成立し、その手続に議会が関与することはない(第8条)。したがって、1項信任手続は、内閣成立手続とは別の手続になる<sup>(110)</sup>。しかし、仮に、内閣が成立直後に1項信任手続を経る必要があるとすれば、事実上、1項信任手続が内閣成立(の承認)に必要な手続になると考えられる。

そこで、第49条第1項の解釈を見てみると、しばしば次のような厳格な文理解釈が行われている。同条第3項の「信任を問うことができる」との規定と比べ、第1項では「信任を問う」と憲法規定の用語で命令と同等の言い切る「…する」の形<sup>(111)</sup>で規定され、原則として首相には1項附帯信任案の提出義務があるとする。この厳格な解釈は、綱領附帯信任案と「必要に応じ(éventuellement)」という副詞が添えられた一般政策附帯信任案<sup>(112)</sup>とを区別した上で、綱領附帯信任案については組閣後速やかに下院に提出する義務があるとしつつ、一般政策附帯信任案については綱領の変更により必要と認められる場合に限り提出すれば足りるとする<sup>(113)</sup>。

しかし、このような厳格な解釈は、1項信任手続の運用事例(第Ⅲ章第1節第(1)項)を全く反映していない。以下、運用事例(第Ⅲ章)に即した解釈を簡単に述べ、詳細は事例の紹介に委ねることとする。

信任事項である「綱領」と「一般政策の表明」の概念に法的な相違はないとされ<sup>(114)</sup>、綱領信任手続と一般政策信任手続を区別して綱領附帯信任案のみに提出義務を認めても意味はないことになる。また、綱領信任案の提出期限を定める憲法規定はなく、具体的な1項附帯信任案の提出時期は運用に委ねられている<sup>(115)</sup>。したがって、1項信任手続は、内閣の成立に必要な手続ではなく、1項信任手続上の信任決議(1項附帯信任案の可決)は、綱領信任案の可決も

Fabius) 下院議長発言は討論終局直後であり(Assemblée Nationale, *Compte Rendu Analytique Officiel*, Séance du 19 juin 1997, p.37)、2020年7月15日のカステックス(Jean Castex)内閣の一般政策の表明に関するフェラン(Richard Ferrand)議長発言は議事の冒頭である(Assemblée Nationale, *Compte rendu intégral*, 1re séance du mercredi 15 juillet 2020, p.5331)。ただし、事前に議案の提出を受けて、下院規則所定の討論が行われていると考えられる。

<sup>(109)</sup> なお、沿革上は1946年憲法上の信任投票に淵源がある1項信任手続にも、3項信任手続と同様、一般的に、「信任案(Question de confiance)」が用いられている。Lascombe et al., *op.cit.*(103), p.987; « confiance », Cornu, *op.cit.*(42), p.227。

<sup>(110)</sup> Lascombe et al., *ibid.*, p.988。

<sup>(111)</sup> フランス語の直接法現在であり、日本語の終止形に相当すると考えられる。

<sup>(112)</sup> Colliard, *op.cit.*(58), pp.1238-1239; 横尾 前掲注(35), p.56。なお、Colliardは、1958年憲法を起草したド・ゴール將軍には、信任投票後に正式に首相を任命する第4共和制の信任手続を廃止し、①首相の任命とその後の②議会での信任手続を内閣の職務開始の2要件とする簡潔明瞭な1875年憲法制定当初の第3共和制の構想に立ち帰る意図があったと指摘する。

<sup>(113)</sup> 横尾 同上 綱領信任案の提出については、組閣後の合理的期間内に限るとする。

<sup>(114)</sup> Lascombe et al., *op.cit.*(103), p.988。

<sup>(115)</sup> *ibid.*, p.988; Hamon et Troper, *op.cit.*(28), §§613, 687は、さらに首相が1項附帯信任案の提出を控えることも可能とする。ただし、1項附帯信任案の提出を内閣成立後の合理的期間内に限る見解もある。横尾 前掲注(35)

含めて内閣の成立要件でないことになる。ただし、1項附帯信任案が否決されると、首相は内閣総辞職の申出を余儀なくされる（第50条）ため、1項信任手続上の信任決議は、内閣の存続要件になっていると考えられる。

なお、1項附帯信任案の議決要件は、通常の単純多数決である（下院規則第152条第4項）<sup>(116)</sup>。

## (2) 1958年憲法第49条第2項

第49条第2項は、不信任案に関する規定であり、その処理手続（不信任手続）を定めている。主に信任手続を考察する本稿では、不信任手続については、信任手続の理解に必要な範囲で概略を紹介する。

### 第49条（略）

② 下院は、不信任案の議決により内閣の責任を問うことができる。不信任案は、下院の総議員の10分の1以上の署名がなければ、受理することができない。その不信任案は、提出後48時間を経過しなければ議決することができない。不信任案は、専らこれに賛成の票数を計算し、下院の総議員の過半数で可決する。ただし、次項に規定する場合を除き、下院議員は、1常会につき3件、1臨時会につき1件を超えて不信任案に署名してはならない。

不信任案の議決機関は、下院に限られ、その提出者は下院議員である。不信任案の提出には下院の総議員の10分の1以上の署名が必要であり、提出後48時間を経過しなければ議決できない。不信任案は、下院の総議員の過半数による議決が必要であり、その議決要件は、通常の単純多数決（投票の過半数）と異なり、特別多数決に区分される。なお、下院議員は、第49条第3項の場合（次項参照）を除き、1常会に3件、1臨時会に1件を超える不信任案への署名が禁じられている<sup>(117)</sup>。

## (3) 1958年憲法第49条第3項

1958年憲法第49条第3項は、法案に附帯する信任案に関する規定であり<sup>(118)</sup>、2008年憲法改正で改められている。そこで、2008年憲法改正前後の第49条第3項の規定を次の新旧対照表で示すこととする。なお、同項の定める手続（以下「3項信任手続」という。）は、信任案に不信任案（第(2)項）を密接に結合した全く新たな手続である<sup>(119)</sup>。

<sup>(116)</sup> 横尾 前掲注(35), p.56.

<sup>(117)</sup> なお、不信任案の提出事例は多いが、その可決事例は、ド・ゴール大統領が大統領直接公選制を導入する憲法改正案の国民投票を提案し、これに反対した下院が1962年10月4日にボンピドゥー内閣の不信任案を可決した事例1件のみである。「*Motions de censure depuis 1958 (Application de l'article 49, alinéa 2 de la Constitution)*», Mise à jour: 07/07/2020. Assemblée nationale Website <<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/decouvrir-l-assemblee/motions-de-censure-depuis-1958>>; 福岡 前掲注(70), p.45. その後同年10月6日にボンピドゥー首相が第1次同内閣の総辞職の申出をし、10月9日にド・ゴール大統領が下院を解散し、11月18日と25日に総選挙の2回の投票が行われ、11月28日に同大統領が首相の申出を受理して内閣は総辞職した。Assemblée nationale, *Les Gouvernements et les Assemblées Parlementaires sous la V<sup>e</sup> République: 1958-2004* (Connaissance de l'Assemblée n°2), Données au 31 juillet, p.19 (n.1). <<https://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/collection/2.asp>>

<sup>(118)</sup> Lascombe et al., *op.cit.*(103), pp.987, 989-990; Favoreu et al., *op.cit.*(91), avant-§1140; 横尾 前掲注(85), pp.72-74.

<sup>(119)</sup> Favoreu et al., *ibid.*

1958年憲法第49条第3項（2008年憲法改正）新旧対照表

新（2008年憲法改正後）	旧（2008年憲法改正前）
<p>第49条 ①・②（略）</p> <p>③ 首相は、閣議を経て、下院に対し、<u>予算法案又は社会保障財政法案の議決について</u>内閣の信任を問うことができる。この場合においては、その後24時間以内に不信任案が提出され、前項の規定により可決されない限り、当該<u>内閣提出法案</u>は、可決したものとみなす。<u>これに加え、首相は、1会期につき内閣提出法案1件又は議員提出法案1件について、この項の手続を用いることができる。</u></p> <p>④（略）</p>	<p>第49条 ①・②（略）</p> <p>③ 首相は、閣議を経て、下院に対し、<u>法案</u>の議決について内閣の信任を問うことができる。この場合においては、その後24時間以内に不信任案が提出され、前項の規定により可決されない限り、当該<u>法案</u>は、可決したものとみなす。</p> <p>④（略）</p>

（凡例）下線は新旧条文中で異なる箇所を示す。

（出典）フランス政府法令検索サイト Legifrance 所収の条文を基に、“Constitution of 4 October 1958.” Conseil constitutionnel Website <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/en/constitution-of-4-october-1958>>; 三輪和宏「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」『外国の立法』No.240, 2009.6, pp.149-150. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000080\\_po\\_024003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000080_po_024003.pdf?contentNo=1)>; 辻村みよ子訳「フランス第5共和国憲法」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第5版』三省堂, 2020, pp.233-234; 光信一宏「フランス共和国憲法」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社, 2018, p.472等を基に筆者作成。

1958年憲法第49条第3項は、信任案に関する1946年憲法第49条の後継の規定である。同条には信任事項が明示されていなかったが、1958年憲法第49条第3項は、「法案の議決について」信任を問うとして信任事項である法案を明示し、その手続により法案の可決を図る趣旨を明らかにしている。したがって、3項信任手続は、1946年憲法第49条の手続と同様に、法案の可決を図るため信任案を附帯して処理する手続と考えられる。1958年憲法第49条第3項の逐条解説には同項にない「信任案 (question de confiance)」の語が従前と同様に用いられ<sup>(120)</sup>、沿革上、法案とこれに附帯した信任案（以下「3項附帯信任案」という。）が想定される。

ただし、1項信任手続と同様に、1958年憲法や下院規則に3項附帯信任案の提出方式の規定はなく、法案に信任を附帯することで、3項附帯信任案は法案と一体不可分になり、3項信任手続はこれらの一括処理手続と見ることができるであろう。

ところで、3項信任手続は、1項信任手続とも異なり、法案に信任を附帯すると、3項附帯信任案を附帯した法案（以下「信任附帯法案」という。）の討論は直ちに終局し（下院規則第155条第1項）、その後24時間以内に、次のaからcのいずれかの手続に移行する。

- a. 不信任案が提出されないときは、信任附帯法案が可決されたことになる。
  - b. 不信任案が提出され、可決されたときは、不信任決議が成立し、信任附帯法案が否決されたことになる。
  - c. 不信任案が提出され、否決されたときは、信任附帯法案が可決されたことになる。
- bとcのいずれの場合も、不信任案の提出と同時に、事実上、3項信任手続が不信任手続に

<sup>(120)</sup> Lascombe et al., *op.cit.*(103), p.987; Thierry S. Renoux et Michel de Villiers, eds., *Code constitutionnel 2014* (Les codes bleus Litec; Codes bleus commentés), 6e éd., Paris: LexisNexis, 2013, p.721.

移行する。また、aとcのいずれの場合も、不信任決議が成立しないため、内閣の信任が維持され、信任附帯法案の可決が擬制されることになる。

かつての1946年憲法第49条の手続では、信任案の否決と法案の可決で議決要件の差から、信任案の可決と信任附帯法案の否決が同時に生じたため、内閣が総辞職を余儀なくされたこと（第I章第3節）を踏まえ、3項信任手続では、議決要件が統一されている<sup>(121)</sup>。ただし、3項信任手続は、内閣の安定性を確保するため議決要件を下院の総議員の過半数による特別多数決に統一しただけでなく、信任手続を不信任手続に移行し、不信任案の否決により信任附帯法案の可決が擬制される技巧的な処理手続としている。この点については、3項信任手続を1946年憲法第49条のように信任附帯法案の可決手続として構成する方途もあったと考えられる。

しかし、技巧的な3項信任手続は、むしろ、法案に信任を附帯した直後の討論の終局が議事妨害に対抗する審議打切りとして機能し、信任附帯法案の可決の擬制と相まって議事進行を促進する効果が期待される（第III章）。

ただし、3項信任手続中に提出される不信任案には、本来の不信任案に係る下院議員の署名回数の制限（第49条第2項）は適用されない。

なお、3項信任手続は、その後濫用されたこともあり（第III章第1節第(2)項）、2008年憲法改正により、原則として信任附帯法案がいずれも内閣提出の予算法案又は社会保障財政法案<sup>(122)</sup>であるものに利用が制限された。ただし、その例外として、1会期に内閣提出法案又は議員提出法案各1件について3項信任手続の利用が可能とされた。2008年憲法改正による3項信任手続の利用制限は、信任附帯法案の制限であって、利用回数の制限ではない。すなわち、同一法案について、下院では、議決の回数を問わないで3項信任手続の利用が可能である。したがって、上院の議決が下院と異なるときは、内閣は、下院の優越に関する憲法第45条の規定により下院に求める当該法案の最終議決（第1節第(2)項）についても、3項信任手続を利用することができる<sup>(123)</sup>。

#### (4) 第49条第4項

第49条第4項には、次の規定がある。

第49条 ①～③（略）

④ 首相は、上院に対し、一般政策の表明の承認を求める権限を有する。

これは、上院を議決機関とする信任（規定上は「承認」）手続の唯一の規定であり、その信任事項は一般政策の表明に限られ、法案を信任事項とする手続はない。「承認（l'approbation）」の用語も第4項の特徴であるが、下院の1項信任手続も政策承認案に信任を附帯することとされ（下院規則第152条第3項）、議会の用語を反映したにすぎない可能性がある。

(121) 横尾 前掲注(35), p.56; 勝山 前掲注(27), pp.129-130.

(122) フランスの予算は法律で定める。各年度の予算を定める法律を「予算法律（Loi de finances）」というが、社会保障制度関連の予算は別に「社会保障財政法律（Loi de financement de la sécurité sociale）」で定められる。予算法案及び社会保障財政法案は、内閣提出法案（projet de loi）である。服部有希「フランスの財政ガバナンス—2012年の中期財政計画制度の改正を中心に—」『外国の立法』263号, 2015.3, pp.61-62. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9111089\\_po\\_02630006.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111089_po_02630006.pdf?contentNo=1)> 参照。

(123) 横尾 前掲注(35), p.58.

その信任事項については、内閣の a「綱領」又は b「一般政策の表明」とする下院の 1 項信任手続と比べ、上院の信任手続では b に限られている。また、信任案の提出に際し閣議を経る必要もなく、首相は、信任案を提出する「権限」を有するが、義務を負うことはないため、下院の 1 項信任手続のように第 4 共和制時代の信任案や信任投票との連続性の有無を考慮する必要もない。結局、第 49 条第 4 項には、第 1 項のような解釈上の困難はないとされている<sup>(124)</sup>。

前述(第(1)項)のとおり、「綱領」と「一般政策の表明」の概念に法的な相違はないとされ<sup>(125)</sup>、その意味では 1 項信任手続との差異は明確でない<sup>(126)</sup>。しかし、次項で言及するとおり、内閣が一般政策の表明について上院で信任(承認)が得られなかったとしても、内閣総辞職の申出その他の法的な効果は何も生じない。なお、第 49 条中、第 4 項に限り、第 1 項～第 3 項と異なり、「責任を負う」ことを意味する « responsabilité » が用いられていないのも、内閣総辞職の申出義務がなく政治責任を負わないためと考えられる。したがって、本稿では、これ以上、上院の信任手続については言及しないこととする。

## (5) 第 50 条

第 50 条は、第 49 条第 1 項～第 3 項に定める各議院の議決の効果を示している<sup>(127)</sup>。

第 50 条 下院で不信任案が可決され、又は内閣の綱領若しくは一般政策の表明の信任案が否決されたときは、首相は、大統領に内閣総辞職の申出をしなければならない。

具体的には、第 49 条第 1 項～第 3 項に規定する下院の議決について、いずれも同じ効果を定めている。不信任案の可決(第 2 項)と 1 項附帯信任案の否決(第 1 項)<sup>(128)</sup>は明らかである。3 項信任手続は 3 項附帯信任案ではなく不信任案(第 2 項)の処理手続となっており、第 2 項の不信任案の可決の効果として定められている。いずれにしても、下院における不信任案の可決(不信任決議の成立)又は信任案の否決の効果は、内閣総辞職の申出であり、下院の解散ではない(第 50 条)<sup>(129)</sup>。したがって、下院で不信任決議があったときは、その効果として下院が解散されることはないが、別途、大統領の固有権限(第 19 条)に基づく裁量的な下院の解散(第 12 条第 1 項)<sup>(130)</sup>は可能である<sup>(131)</sup>。なお、第 50 条には、上院で内閣の一般政策の表明

<sup>(124)</sup> Lascombe et al., *op.cit.*(103), p.990.

<sup>(125)</sup> *ibid.*, p.988.

<sup>(126)</sup> 第 2 次ロカール内閣の下で 1991 年 1 月 16 日の中東政策の 1 項附帯信任案が提出された事例など、下院の信任事項と同じ内容の承認案が第 49 条第 4 項に基づき上院に提出されることもある。クウェート侵攻をしたイラクに対する湾岸戦争で多国籍軍へのフランス軍の国外派兵という軍事外交政策の承認を求めるもので、上下両院とも超党派の圧倒的な賛成多数で可決されている。中川文壽「軍事に関するフランス議会の統制—戦争宣言の承認手続に関連して—」『レファレンス』579 号, 1999.4, pp.16-17 参照。

<sup>(127)</sup> Lascombe et al., *op.cit.*(103), p.991.

<sup>(128)</sup> 第 50 条の規定の訳文中、「…の信任案が否決されたとき」は、直訳すれば「…を承認しなかった (désapprouve) とき」であるが、第(1)項で明らかにした趣旨から、「信任案が否決され」と訳した。

<sup>(129)</sup> 内閣の総辞職の申出に対し、その受理又は下院の解散のいずれかを大統領が選択することが可能と指摘されている。滝沢 前掲注(11), p.144. ただし、内閣総辞職の申出を大統領が受理する義務を認める見解もある。Hamon et Troper, *op.cit.* (28), § 695. なお、唯一の不信任決議の事例については、前掲注(11)参照。

<sup>(130)</sup> ただし、大統領は、首相及び各議院の議長の見解を聴いて、下院の解散を決定するものとされている(憲法第 12 条第 1 項)が、その意見に拘束力はない。高澤美有紀「主要国議会の解散制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.923, 2016.10.18, pp.10-11. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10202206\\_po\\_0923.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202206_po_0923.pdf?contentNo=1)> 1962 年は上院議長、1981 年、1988 年及び 1997 年は下院議長の反対を抑えて下院が解散されたと指摘されている。Lascombe et al., *op.cit.*(103), p.641.

<sup>(131)</sup> 第 5 共和制で唯一下院の不信任決議があった 1962 年 10 月には、直ちに下院が解散されている。前掲注(11)参照。

に関する信任案が否決された場合について定める規定は、特になく、上院における信任案の否決により 1958 年憲法上の効果は何ら生じない。

### Ⅲ 現行憲法上の信任手続の運用と整理

本章では、1 項信任手続と 3 項信任手続の運用事例の傾向を考察し（第 1 節）、内閣の成立時と存続中に分けて信任の意義を整理する（第 2 節）。

なお、本稿末尾の別表 1「フランス議会下院の 1958 年憲法上の信任手続事例」、別表 2「歴代首相の信任手続の利用状況」を適宜参照されたい。

#### 1 信任手続の運用

##### (1) 1 項信任手続の事例

現行 1958 年憲法で成立した第 5 共和制において、新内閣は、①大統領選挙や②下院総選挙があったとき又は③大統領の求めに応じて内閣総辞職が行われたときに、首相と閣僚等が任命されて成立する例であり、下院総選挙後に始まる新たな任期の冒頭には多少の時期の前後はあっても新内閣が成立している（別表 1 参照）。最初のドゥブレ（Michel Debré）内閣から現在のカステックス（Jean Castex）内閣まで、1 項信任手続の事例は多いが、内閣総辞職の事由に信任案の否決事例はない<sup>(132)</sup>。今までの内閣には、あえて内閣成立手続に不要な 1 項附帯信任案を提出しない内閣もあり、その理由は、内閣の民主的正統性が専ら大統領に任命された事実由来することを示すため、又は少数与党内閣が下院で過半数の支持を得られないおそれがある事実を踏まえたためのいずれかであったとされている<sup>(133)</sup>。

そこで、1 項信任手続上の信任決議の意義を確認するため、1 項信任手続の運用事例を内閣成立直後と内閣存続中に分けておおむね年代順に考察する。

##### (i) 内閣成立直後の 1 項信任手続

厳格な解釈（第 II 章第 3 節第 (1) 項）では、1 項附帯信任案のうち特に綱領附帯信任案の提出義務が問題とされていたが、1 項信任手続の運用はこれと異なる。確かに、1958 年憲法制定直後 1959 年 1 月 8 日成立のドゥブレ内閣については同月 15 日に、次の 1962 年 4 月 14 日成立の第 1 次ポンピドゥー（Georges Pompidou）内閣については同月 26 日に、いずれも成立後間もなく綱領附帯信任案が提出、可決されている。しかし、最初の大統領直接選挙（1965 年 12 月）以降は、首相や大臣等の任命者である大統領の民主的正統性の強化を背景に、綱領附帯信任案を提出しない傾向が指摘されている<sup>(134)</sup>。事実、その大統領選挙の直前の第 2 次ポンピドゥー内閣が 1962 年 11 月 28 日成立直後の翌 12 月 13 日に下院で一般政策附帯信任案の可決を受けた後は<sup>(135)</sup>、

<sup>(132)</sup> 内閣総辞職の事由は、事例 1 件の不信任決議（前掲注<sup>(117)</sup>・<sup>(131)</sup>参照）のほか、①大統領選挙、②下院総選挙及び③大統領の要求で大半を占め、本項冒頭で述べた新内閣成立の契機になっている。「Tableau: Gouvernements de la V<sup>e</sup> République », Lascombe et al., *op.cit.*<sup>(103)</sup>, pp.620-622.

<sup>(133)</sup> Assemblée nationale, *op.cit.*<sup>(86)</sup>

<sup>(134)</sup> 横尾 前掲注<sup>(35)</sup>, p.57.

<sup>(135)</sup> Assemblée nationale, *Engagements de responsabilité du Gouvernement sur son programme ou sur une déclaration de politique générale depuis 1958* (Application de l'article 49, alinéa premier de la Constitution), Mise à jour: 28/12/2020. <<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/decouvrir-l-assemblee/engagements-de-responsabilite-du-gouvernement-sur-son-programme-ou-sur-une-declaration-de-politique-generale-depuis-1958>>

ド・ゴール、ポンピドゥー両大統領の下で、しばらく綱領信任手続に限らず1項信任手続を受けない内閣が続いた<sup>(136)</sup>。ただ、子細に見ると、その例外として、1969年6月20日成立のシャバン＝デルマス（Jacques Chaban-Delmas）内閣には、その成立後88日も経過したが同年9月16日に一般政策附帯信任案を提出して可決されるなど<sup>(137)</sup>、1項信任手続の事例3件がある。

1973年4月2日成立で同月10日に下院で一般政策附帯信任案が可決された第2次メスメル（Pierre Messmer）内閣から1986年3月20日成立で翌4月2日開始の第8任期の下院で同月9日に一般政策附帯信任案が可決された第2次シラク（Jacques Chirac）内閣の時期には、内閣成立から、又は総選挙直後の任期開始から1か月以内に1項信任手続を経る傾向が見受けられるが、そのうち綱領附帯信任案の提出事例は、1977年3月29日成立で翌4月26日にこれが提出、可決された第2次バール（Raymond Barre）内閣に限られる。その後、綱領附帯信任案の提出事例はないが、内閣成立時に一般政策附帯信任案を提出する傾向が見られるようになった。

この傾向は、第9任期（1988年6月23日～1993年4月1日）に一旦途絶えることになる。1988年6月総選挙の結果、下院議員の過半数の所属議員を有する政党（以下「多数党」という。）がなく、その後1993年3月総選挙までの第9任期では、共産党の支持を得た第1党社会党の少数与党内閣が続き、この間、1項附帯信任案の提出事例はなかった。

しかし、第10任期（1993年4月2日～1997年4月21日（解散））以降はこの傾向が復活し、ほぼ全ての内閣の成立後に一般政策附帯信任案が提出、可決されている<sup>(138)</sup>。なお、内閣総辞職後に同じ首相が再任され、事実上の内閣改造と見られる事例も少なくないが、その場合も、おおむね同様の信任手続が行われている。

もっとも、一見すると、1項附帯信任案が提出されない内閣も少なくないが、下院の総選挙や解散の直前から総選挙後の新たな任期の開始までの議会の閉会中に成立した内閣が、その直後の議会の任期の開始前後に一旦総辞職し、1項附帯信任案の提出時期を逸する事例が少なくない（別表1参照）<sup>(139)</sup>。特に、2000年10月2日憲法的法律2000-964号<sup>(140)</sup>による憲法改正（以下「2000年憲法改正」という。）で大統領の任期7年が下院議員と同じ5年に短縮されたため、

<sup>(136)</sup> ただし、1967年4月6日成立の第4次ポンピドゥー内閣は、成立後間もない1967年5月18日、経済社会分野授権法案に係る3項信任手続で不信任案が否決されている。

<sup>(137)</sup> « Tableau : Gouvernements de la V<sup>e</sup> République » et « Légende du tableau (2) », Lascombe et al., *op.cit.*<sup>(103)</sup>, pp.620, 622 は、これも内閣成立後に提出された1項附帯信任案の事例に含めている。

<sup>(138)</sup> Assemblée nationale, *Fiche de synthèse n°45: La mise en cause de la responsabilité du Gouvernement*. <<https://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-contrôle-et-l-information-des-deputés/la-mise-en-cause-de-la-responsabilité-du-gouvernement>>

<sup>(139)</sup> 1988年6月前は、1981年5月22日の解散前日に成立した第1次モーロワ内閣（同年6月総選挙後に議会の第7任期開始前の同月22日に第2次モーロワ内閣に移行）、1988年5月のミッテラン大統領の再選直後、同月10日に成立した第1次ロカール内閣（同月14日に下院解散、翌6月総選挙後の議会の第9任期が開始した同月23日に第2次ロカール内閣に移行）、1993年3月以降は2002年5月のシラク大統領再選直後、同月6日に成立した第1次ラファラン（Jean-Pierre Raffarin）内閣（同年6月総選挙後の議会の第12任期開始2日前の同月17日に第2次ラファラン内閣に移行）、2007年5月のサルコジ（Nicolas Sarkozy）大統領の就任翌日の同月17日に成立した第1次フィヨン（François Fillon）内閣（同年6月総選挙後の議会の第13任期開始前日の同月19日に第2次フィヨン内閣に移行）、2012年5月のオランド（François Hollande）大統領が就任した同月15日に成立した第1次エロー（Jean-Marc Ayrault）内閣（同年6月総選挙後の議会の第14任期が開始した同月21日に第2次エロー内閣に移行）、2017年5月のマクロン（Emmanuel Macron）大統領の就任翌日の同月15日に成立した第1次フィリップ（Edouard Philippe）内閣（同年6月総選挙後の議会の第15任期開始直前の同月19日に第2次フィリップ内閣に移行）である。なお、第3次メスメル内閣は、1974年2月27日成立後信任手続を受けないまま1か月余り経過した同年4月2日にポンピドゥー大統領が死去し、次のジスカールデスタン（Valéry Giscard d'Estaing）大統領就任直後の同年5月27日に総辞職した微妙な事例である。

<sup>(140)</sup> Loi constitutionnelle n°2000-964 du 2 octobre 2000 constitutionnelle relative à la durée du mandat du Président de la République. より正確に題名を訳せば「大統領任期に関する2000年10月2日憲法的法律第2000-964号」である。

2002年以降は大統領選挙と下院総選挙の実施が相次ぐようになり、大統領選挙直後に成立した内閣が、その後間もない下院総選挙直後に総辞職して1項附帯信任案を提出できない事例が増えている<sup>(141)</sup>。もっとも、このような総辞職をした内閣を率いた首相は、引き続き再任されて新内閣を組閣し、新たな任期の下院で1項附帯信任案が提出、可決されている<sup>(142)</sup>。

以上から、1993年3月29日成立のバラデュール内閣以降は、内閣成立時にも可能な限り一般政策附帯信任案を提出する運用が確立されてきたと見て差し支えないと考えられるであろう。このように、内閣成立後に1項附帯信任案が積極的に提出される背景には、その提出権者であり、時に大統領と政権運営の主導権を争いつつ内閣を指揮する（憲法第21条第1項）一方で、法案提出（第39条第1項）等に関し議会と交渉する立場にある首相<sup>(143)</sup>には、内閣の政策遂行上、議会、特に下院との良好な関係を維持するため1項附帯信任案を下院に提出して承認を受ける固有の利益があると考えられる。

## (ii) 内閣存続中の1項信任手続

内閣存続中の一般政策附帯信任案の提出事例も多い<sup>(144)</sup>が、信任事項に「一般政策の表明」の語を用いつつ事実上は個別政策に関する1項信任手続が行われる事例もある<sup>(145)</sup>。

具体的には、時に個別政策の「綱領」を信任事項とする1項附帯信任案や<sup>(146)</sup>、信任事項に「綱領」や「一般政策の表明」の字句もない個別政策に関する内閣の表明の信任を問う1項附帯信任案さえ提出されている<sup>(147)</sup>。下院規則上は、単に「内閣の表明」で足りることとされている（下院規則第152条第3項。（i）参照）。

いずれにせよ、存続中の内閣の1項附帯信任案が否決されたことはない（別表1・2参照）。

## (2) 3項信任手続の事例

1946年憲法第49条の信任案の手続に由来する3項信任手続は、内閣が政策遂行上の重要法案に信任を附帯して下院で可決を図る手段である。ただし、1946年憲法上の信任案の手続と異なり3項信任手続では、1958年憲法第49条の規定により、直ちに信任附帯法案の討論等が

(141) 和田絢子・宮畑建志「欧米10か国の歴代政権及び政権政党（資料）」『レファレンス』788号、2016.9、p.85。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10195998\\_po\\_078804.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10195998_po_078804.pdf?contentNo=1)>

(142) 第1次モーロワ内閣が総選挙直後に総辞職し、モーロワ首相が再任されて第2次同内閣が成立して移行した例のほか、同様の例として、第1次ラファラン内閣から第2次同内閣、第1次フィヨン内閣から第2次同内閣、第1次エロー内閣から第2次同内閣に移行した例がある。前掲注(39)参照。

(143) その他、議会との関係で、首相には臨時会の集会請求権（第29条第1項）や両院協議会開催請求権（第45条第2項）がある。他方、大統領は、下院の解散（第12条第1項）、議会への教書の送付（第18条第1項）、両院合同会議での発言（同条第2項）以外に議会との直接的な接点に乏しい存在である。

(144) ドゥブレ内閣の1959年10月14日、シャバン＝デルマス内閣の1970年10月15日、1972年5月23日、第3次モーロワ内閣の1984年4月19日、第2次シラク内閣の1987年4月7日、同年12月3日、第2次ジュベ（Alain Juppé）内閣の1996年10月2日、第2次フィヨン内閣の2009年3月17日等。

(145) バラデュール内閣の1993年12月15日（一般政策の表明。ただし、内容はGATT交渉）等。Assemblée nationale, *Compte rendu intégral*, 2<sup>e</sup> séance du 15 décembre 1993, pp.7635-7665, 7666-7667。なお、内閣成立時の同様の例として、第2次ジュベ内閣の1995年11月15日（社会保障改革に関する一般政策の表明）。*idem*, *Compte rendu intégral*, 2<sup>e</sup> séance du 15 novembre 1995, pp.10, 41。ただし、採決時に議長は単に「一般政策の表明」と呼んでいる。*ibid.*, p.40。

(146) 第2次モーロワ内閣の1981年10月6日（エネルギー綱領）、1982年6月23日（経済綱領）。

(147) 第2次ロカール内閣の1991年1月16日（中東政策）、ベレゴヴォア（Pierre Bérégovoy）内閣の1992年11月25日（GATT交渉）、第2次フィヨン内閣の2009年3月17日（外交政策）。Assemblée nationale, *Compte rendu intégral*, Séance du 16 janvier 1991, pp.4-19, 21; *idem*, 2<sup>e</sup> et 3<sup>e</sup> séances du 25 novembre 1992, pp.6021-6046, 6051, 6060-6062; *idem*, 1<sup>re</sup> séance du 17 mars 2009, pp. 2657-2692; François Fillon, *Déclaration du Gouvernement relative à la politique étrangère* (A.N. 13<sup>e</sup> Législature N° 1519)。<<https://www.assemblee-nationale.fr/13/dg/dg1519.asp>> 「内閣の表明（Déclaration du Gouvernement）」は省略した。

終局するため、実際には修正案が濫発された法案<sup>(148)</sup>の議事進行に多用されている<sup>(149)</sup>。また、3項信任手続の利用は下院での法案の議決に限られるが、内閣が下院の優越の手続（第Ⅱ章第1節第(2)項）の適用を求めた上で、法案に信任を附帯して下院の最終議決（憲法第45条第4項）に3項信任手続を用いると信任附帯法案の成立が可能となる（第Ⅱ章第3節第(3)項）。すなわち、下院議員の過半数の支持がない少数与党内閣であっても、上院の反対を抑えつつ、事実上下院における法案の議決要件を引き下げて（後述）、重要法案の成立を図ることが可能となる。

3項信任手続は、1958年憲法制定当初はあまり用いられなかったが、その後少数与党内閣を中心に、パール内閣、クレソン（Edith Cresson）内閣、ベレゴヴォア（Pierre Bérégovoy）内閣等で用いられ<sup>(150)</sup>、特にロカール（Michel Rocard）内閣（1988年12月15日～1991年4月29日）では、利用回数が28回に上っている<sup>(151)</sup>（別表2参照）。このように濫用される3項信任手続は、内閣にとって、あたかも法律制定手続の一種ようになる<sup>(152)</sup>。もっとも、下院で読会を重ねる度に3項信任手続が利用されることが少なくないため、信任附帯法案数は利用回数よりも少なくなる点に注意が必要である。

特別多数決の不信任手続に移行することがある3項信任手続には、本来なら有効投票の過半数の賛成で可決されるべき法案が、事実上、総議員の過半数の反対がない限り可決され、下院における法案可決の事実上の議決要件が引き下げられる点に、法案の可決を図る内閣にとって政策遂行上の利用価値がある。さらに、3項信任手続の利用には、修正案の議事妨害的な濫発への対策として信任附帯法案の議事促進を図る効果のほか、法案への賛成表決をしないで済むため、内心は法案に不支持の与党議員にも内閣支持の決断を迫りやすく、与党内の結束を高め、ひいては、議会政党の与野党二極化を促す作用があると指摘されている<sup>(153)</sup>。

3項信任手続の濫用は議会の軽視につながりかねないため、議会の機能強化を目的の1つとした2008年憲法改正で<sup>(154)</sup>、信任附帯法案が原則として予算法案等に限定され、その他は1会期に利用が可能な法案の件数が限定された（第Ⅱ章第3節第(3)項）<sup>(155)</sup>。

2020年末までに、3項信任手続の利用頻度は、2008年憲法改正の施行（2009年3月1日）前で年平均1.6回程度、施行後で0.6回程度、信任附帯法案の件数は施行前で年平均1件程度、施行後で0.3件程度である。このように、3項信任手続の利用の減少傾向は明らかであるが、2008年憲法改正の影響だけでなく、政党の二極化により安定した多数派が形成されやすくなったことも一因として指摘されている<sup>(156)</sup>。ただし、オランダ大統領の下で成立した社会党の第

(148) 時に議事妨害のために修正案が濫発され、1法案に10万を超える修正案の提出事例もあったという。大山 前掲注(34), pp.103-105.

(149) *Assemblée nationale, op.cit.*(86); 横尾 前掲注(35), p.56.

(150) ただし、保革共存政権下で社会党中心の連立内閣を率いたジョスパン首相は、連立協議を重視して3項信任手続を利用しなかった。大山 前掲注(34), pp.96-97.

(151) *Assemblée nationale, Engagements de responsabilité du Gouvernement et motions de censure depuis 1958 (Application de l'article 49, alinéa 3 de la Constitution)*, Mise à jour: 07/07/2020. <<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/decouvrir-l-assemblee/engagements-de-responsabilite-du-gouvernement-et-motions-de-censure-depuis-1958>>

(152) Lascombe et al., *op.cit.*(103), p.989.

(153) 大山 前掲注(34), p.96.

(154) 三輪 前掲注(82), pp.73, 75.

(155) もっとも、法案の議事進行を促進する手段としては、2008年憲法改正で利用が制限された3項信任手続のほか、法案の採決に際し政府が指定した修正案を一括して単一の投票による修正議決を求める一括投票（憲法第44条第3項）があり、また、2008年憲法改正の憲法改正案を検討したバラデュール委員会の提案に基づき下院規則に法案審議時間の上限設定（プログラム化）の規定（第49条第5項～第13項・第55条）が設けられ、専ら3項信任手続に依存する必要もなくなっている。大山 前掲注(34), p.99; 古賀ほか訳 前掲注(106), pp.47, 49.

(156) 大山 同上, p.96.

2次ヴァルス（Manuel Valls）内閣では、信任附帯法案2件につき3項信任手続が6回利用されている（別表1・別表2）<sup>(157)</sup>。この点は、1958年憲法制定から2011年まで保守派が優勢で、それ以降も社会党議員が少ない上院<sup>(158)</sup>と下院の議決が一致しない法案について、下院の優越による可決成立を図って、社会党内閣には3項信任手続を利用する誘因が少なくない。もっとも、ヴァルス首相は、与党社会党の結束を図るために与党内の法案反対派議員に対する武器として3項信任手続を利用したと指摘されている<sup>(159)</sup>。

なお、3項信任手続において不信任案が可決された例はない（別表1参照）<sup>(160)</sup>。

### (3) 小括

フランス現行憲法上、内閣成立手続の一環として信任手続を行う必要はないが、現在、内閣成立後おおむね1か月以内に、首相は1項附帯信任案を提出しており、1965年の最初の大統領直接選挙の実施以降ポンピドゥー大統領時代までのように内閣の民主的正統性が大統領による任命のみに由来することを示すために1項附帯信任案を提出しない事例は、ジスカール・デスタン大統領時代から見られなくなっている。1項附帯信任案に可決の見込みが少ない社会党少数与党内閣時代の第9任期（1988年6月23日～1993年4月1日）には1項附帯信任案の提出事例がなかったが、それ以降の1項附帯信任案の不提出事例は、短期間に大統領選挙と下院総選挙が相次ぎ、この間に在職期間が重なり1項附帯信任案の提出の機会を逸した内閣に限られている。

内閣存続中には、いずれも首相が閣議を経て、1項信任手続のほか、3項信任手続を行うことがある。そのうち、1項附帯信任案は下院議員の有効投票の過半数で可決されるが、3項信任手続の信任附帯法案は、不信任手続に移行した場合には、事実上、下院の総議員の過半数で否決されない限り、可決されたことになる。このような3項信任手続は、内閣にとって重要法案の議事進行を促進し、その成立の可能性を高める有力な政策遂行手段となる。一時は、その利用が相当数に上ったことから、3項信任手続は正規の法律制定手続の一種のようになった。ただし、3項信任手続の濫用は議会の軽視につながりかねないため、2008年憲法改正で議会の機能強化の一環としてその利用が制限され、近年、一時ほどの利用は見られなくなっている。

## 2 信任手続の整理

最後にフランス現行1958年憲法上の議院内閣制における信任の意義を、内閣成立時の信任と内閣存続中の信任に区分して整理する。

現行1958年憲法上のフランス議院内閣制については、下院の信任手続（第49条第1項及び第3項）で信任案が否決され、又は不信任手続（同条第2項）で不信任案が可決されたときは、首相が大統領に内閣総辞職の申出をして（第50条）、内閣が議会に対し責任を負うこととされている（第20条第3項）。

首相が閣議を経て提出する信任案は、内閣の綱領や一般政策の表明に附帯する1項附帯信任

<sup>(157)</sup> « Bilan par Premier ministre », Assemblée nationale, *op.cit.*(151)

<sup>(158)</sup> 憲法上地方公共団体の代表を確保するものとされている上院（第24条第4項）の間接選挙の具体的な制度が構造的に農村部の過剰代表を生じる仕組みとなっていること等が要因として指摘されている。大山 前掲注34, pp.87-88, 107.

<sup>(159)</sup> Hamon et Troper, *op.cit.*(28), § 694.

<sup>(160)</sup> Assemblée nationale, *op.cit.*(151)

案と法案に附帯する3項附帯信任案で手続が異なるが、信任案が単独で採決されることはない。これに対し、本来の不信任案は、下院議員が所定の書面で提出するほか、単独の議案として処理される。

### (1) 1項信任手続

1項信任手続で提出される1項附帯信任案は、信任事項により綱領附帯信任案と一般政策附帯信任案とに分けられ、憲法の厳格な解釈によれば首相は内閣成立後速やかに下院に綱領附帯信任案を提出する義務を負うとされている。

実際の運用はこれと異なり、綱領附帯信任案の提出事例に乏しく、信任案の否決事例は皆無である。あえて1項附帯信任案を提出しない内閣もあったが、1977年3月以降はこれを提出する傾向が高まり、1993年4月以降は、内閣成立後、可能な限り、速やかに一般政策附帯信任案が提出、可決されている。そして、その例外は、主に議会の閉会中を在職期間とし、信任手続の機会を逸した内閣に限られる。

以上の事情から、1項附帯信任案の可決が内閣の成立要件といえるかどうかが問題となる。1項信任手続は内閣成立手続の一部でないこと、直接公選の大統領の任命に係る内閣には民主的正統性を議会から調達する必要性は高くないこと、1項附帯信任案の提出の機会を逸したにすぎないとはいえ、何らの信任手続も受けずに終始する内閣が有効に成立していること等を考慮すると、1項附帯信任案の可決で成立する信任決議を内閣の成立要件とする解釈には困難がある。しかし、憲法第50条の規定により、1項附帯信任案が否決されれば、内閣総辞職の申出の義務が生じ、内閣の存続は極めて困難になる。したがって、1項附帯信任案の可決は、内閣の存続要件としての信任決議と考えられるであろう。

### (2) 3項信任手続

3項信任手続と密接な関係がある第49条第2項の不信任手続は、不信任案が可決されて成立する不信任決議の議決要件を下院の総議員の過半数による特別多数決としている。

3項信任手続は、法案に信任案を附帯し、この信任附帯法案の可決を図るものである。しかし、その後、信任附帯法案の審議が打ち切られて、所定の期間に下院で不信任案が提出、可決されない限り、信任附帯法案が可決されたことになる。不信任案が提出された場合には不信任手続に移行し、事実上、法案を否決する議決要件を不信任案の可決に必要な特別多数決とすることにより、内閣の存続と密接不可分な重要法案の可決の見込みを高めて、内閣が政策遂行を図る手段となっている。このような3項信任手続は、与党議員に内閣支持の決断を迫って与党の結束力の強化に資するが、濫用されると議会の軽視につながりかねないため、議会の機能強化を図る2008年憲法改正でその利用が制限され、利用頻度が低下している。

3項信任手続は、不信任決議の不成立を信任附帯法案の可決とみなす技巧的な手続であり、不信任決議の不成立により内閣の当面の存続が確定するため、信任附帯法案のみなし可決は内閣の存続要件と見ることができるであろう。

## おわりに

フランスの議院内閣制は、内閣がその存立に必要な信任を議会（下院）と大統領という2つの公選機関に求める二元性（二元型議院内閣制）が特色であり、最後に、この点からフランス議院内閣制における信任の特徴と課題を摘示して本稿を閉じることとする。

内閣の成立手続は、大統領が首相と閣僚等を所定の手続に従って任命する行為で完結する（憲法第8条）。したがって、内閣成立時には、専ら大統領の信任が示されることになる。

憲法第49条の1項信任手続と3項信任手続は、いずれも下院の信任に関するものである。

そのうち1項信任手続の中には、一見すると内閣の成立要件となり得るものもあるが、子細に検討すれば、いずれも内閣成立後の存続要件になると考えられる。ただし、内閣の綱領又は一般政策の表明という内閣の全般的な政策方針を示す信任事項については、その特定性に欠け、事実上は内閣の成立又は存続の承認を信任事項と見ることも可能であろう。ただし、内閣存続中に行われる1項信任手続の事例には、事実上、特定政策を信任事項とするものもある。

3項信任手続は内閣が政策遂行上の重要法案を信任事項としてその可決を図る手段であり、内閣の存続要件である点では1項信任手続と同じであるが、その議決要件が1項信任手続では単純多数決、3項信任手続では事実上の特別多数決であり、その相違が歴然としている。この点について、現在の筆者には沿革的な理由以外に説明が困難であり、その解明は今後の課題である。

また、1項信任手続は、内閣の政策方針を承認することで下院が内閣を信任してその政策方針を承認するという意味で積極的の信任を示す手続と考えられるのに対し、3項信任手続は、下院が不信任決議をしないことで内閣を信任してその政策遂行に必要な重要法案を承認する意思を示す手続であり、実態的には不信任がないという意味での消極的の信任を示す手続となっている<sup>(161)</sup>。直接公選の大統領による信任が内閣の民主的正統性を示すとすれば、内閣の政策方針を具体化する重要法案の民主的正統性は内閣自体の民主的正統性より更に間接的なものとなる。したがって、内閣の政策方針を承認する1項信任手続では消極的な信任で足り、内閣の重要法案を承認する3項信任手続では積極的な信任が必要であるという発想に制度的整合性があると考えられる。フランスの議院内閣制における現行憲法上の信任手続の制度設計が、むしろ逆の発想に基づく理由については疑問が残る点である。

さらに、3項信任手続は、閣議を経て首相が法案に信任を附帯すると、その後所定の期間に不信任決議がない限り、信任附帯法案の可決が擬制されるため、あたかも下院に代わり内閣が法案を可決する手続のような観もある。通常の議院内閣制において、立法機関は議会であり、このような立法過程は考え難いところである。しかし、大統領制と議院内閣制の折衷形態であるフランスの半大統領制においては、直接公選の大統領が、このような内閣の立法過程への関与を正当化する可能性を考慮する余地がある。もっとも、大統領は独任制の公選機関であり、その立法機関としての妥当性は、合議制の議会との比較等、更に別途の検討が必要な課題と考えられる。

（かわしま たろう）

(161) 近藤敦『政権交代と議院内閣制—比較憲法政策論—』法律文化社、1997、p.119は、「信任」を議会の反対がないという消極的な信任（容認）としての意味があったと分析している。

別表1 フランス議会下院の1958年憲法上の信任手続事例

国会(下院) 任期(初日・末日) 解散日・総選挙期日	大統領 任期(初日・末日) 選挙期日	内閣		信任手続		(採決結果)	
		成立日 総辞職日	提出等 年:月:日	信任事項	① 賛成 要件	② 反対 票数	③ 反対 票数
1958.11.23:30 総選挙 1958.12.9	1958.12.21 選挙						
第1任期	1959.1.8  ド・ゴール大統領① (UNR)	1959.1.8	1959: 1: 15 綱領	①	453	56	
			1959: 10: 14 一般政策の表明	①	441	23	
			1959: 11: 25 1960年度財政法案	③	277	109	
			1960: 10: 19 防衛計画法案第1読会	③	277	207	
			1960: 11: 17 防衛計画法案第2読会	③	277	214	
			1960: 12: 1 防衛計画法案第3読会	③	277	215	
			1962.4.14				
			1962.4.14	1962: 4: 26 綱領	①	259	128
				1962: 7: 12 1962年度補正財政法案第1読会	③	241	206
				1962: 7: 23 1962年度補正財政法案第2読会	③	-	-
		1962: 7: 24 1962年度補正財政法案第3読会	③	-	-		
1962.10.9 下院解散							
1962.11.18:25 総選挙		1962.11.28					
第2任期	1965.12.5:19 選挙 1966.1.8 1966.1.8	1962.11.28					
			1962: 12: 13 一般政策の表明	①	268	116	
第3任期	ド・ゴール大統領② (UNR)	1966.1.8					
			1967: 5: 18 経済社会分野授權法案第1読会	③	244	236	
			1967: 6: 7 経済社会分野授權法案第2読会	③	244	236	
		1967: 6: 14 経済社会分野授權法案第3読会	③	244	237 <sup>(1)</sup>		
1968.5.30 下院解散							
1968.6.23:30 総選挙		(1968.5.31) (1968.5.31) 同改造内閣 (UD-V <sup>e</sup> +RI) 1968.7.10					
		1968.7.10					
第4任期	1969.4.28 (辞職) 1969.6.1:15 選挙 1969.6.19	クレーヴ・ド・ミュルヴィル内閣 (UDR(1)+RI)					
			1969: 9: 16 一般政策の表明	①	369	85	
			1970: 10: 15 一般政策の表明	①	382	89	
			1972: 5: 23 一般政策の表明	①	368	96	
第5任期	ポンピドゥー大統領 (UDR(1)→UDR(2))  1974.4.2 (死去) 1974.5.5:19 選挙 1974.5.24  ジスカール・デスタン大統領 (RI→PR→UDF)	1969.6.20					
			1973: 4: 10 一般政策の表明	①	254	206	
			1974.5.27	1974: 6: 5 一般政策の表明	①	297	181



フランス現行憲法上の議院内閣制における信任

国会（下院） 任期（初日・末日） 解散日・総選挙期日	大統領 任期（初日・末日） 選挙期日	内閣 成立日 総辞職日	提出等 年 月 日	信 任 手 続		(採決結果)			
				信 任 事 項	①	賛成 要件	反対 票数		
1988.6.5・12 総選挙	1988.5.20	第1次ロカール内閣 (PS)							
	1988.5.21								
1988.6.23		1988.6.22							
		1988.6.23							
第9任期	ミッテラン大統領② (PS)	第2次ロカール内閣 (PS)	1988:12:15	通信自由化法案第2読会	③	-	-		
			1988:12:21	通信自由化法案第3読会	③	-	-		
			1989:4:28	第10次4か年(1989~1992)計画法案	③	-	-		
			1989:6:19	視聴覚(A2・FR3共同議長)法案第1読会	③	-	-		
			1989:7:1	視聴覚(A2・FR3共同議長)法案第2読会	③	-	-		
			1989:10:4	(1990~1993)防衛計画法案	③	288	159		
			1989:10:21	1990年度財政法案第1読会	③	288	240		
			1989:11:17	1990年度財政法案第2部一括	③	288	254		
			1989:11:27	(1990~1993)防衛計画法案第2読会	③	-	-		
			1989:12:1	衛生及び社会関係雑則法案第1読会	③	-	-		
			1989:12:6	1989年度補正財政法案	③	-	-		
			1989:12:15	1990年度財政法案第1部第2読会	③	-	-		
			1989:12:15	(1990~1993)防衛計画法案第3読会	③	-	-		
			1989:12:15	衛生及び社会関係雑則法案第2読会	③	-	-		
			1989:12:16	1990年度財政法案第2読会。第2部一括	③	-	-		
			1989:12:19	1990年度財政法案第3読会。一括	③	-	-		
			1989:12:19	衛生及び社会関係雑則法案第3読会	③	289	265		
			1989:12:21	1989年度補正財政法案第2読会	③	-	-		
			1990:4:28	ルノー公団定款法案	③	-	-		
			1990:11:16	1991年度財政法案第1読会(第92条~第99条(一般社会拠出金))	③	289	284		
			1990:11:20	1991年度財政法案第1読会。一括	③	-	-		
			1990:12:4	1990年度補正財政法案	③	-	-		
			1990:12:7	衛生及び社会関係雑則法案第1読会	③	-	-		
			1990:12:14	1991年度財政法案第2読会	③	-	-		
			1990:12:19	1991年度財政法案第3読会	③	-	-		
			1990:12:19	衛生及び社会関係雑則法案第2読会	③	-	-		
			1990:12:20	衛生及び社会関係雑則法案第3読会	③	-	-		
1991:1:16	中東政策	①	523	43					
1991:4:29	病院改革法案	③	-	-					
1993.3.21・28 総選挙		1991.5.15							
		1991.5.15							
		クレソン内閣 (PS)	1991:6:13	経済財政秩序法案第1読会	③	289	265		
			1991:6:28	経済財政秩序法案第2読会	③	-	-		
			1991:7:3	経済財政秩序法案第3読会	③	-	-		
			1991:10:5	医薬品庁法案	③	-	-		
			1991:10:19	1992年度財政法案第1部第1読会	③	-	-		
			1991:11:16	1992年度財政法案第1読会。第2部一括	③	289	264		
		1992.4.2	ベレゴヴォア内閣 (PS)	1991:12:5	1991年度補正財政法案	③	-	-	
				1991:12:14	1992年度財政法案第2読会。第2部一括	③	-	-	
		1992:6:5	医師及び健康保険法案	③	-	-			
		1992:11:18	1993年度財政法案	③	286	257			
1992:11:25	GATT交渉	①	301	251					
1992:12:11	高齢者連帯基金法案	③	-	-					
1993.4.1 1993.4.2		1993.3.29							
		1993.3.29							
第10任期	シラク大統領① (RPR)	バラデュール内閣 (RPR+UDF)	1993:4:8	一般政策の表明	①	457	81		
			1993:6:30	民営化法案	③	289	87		
			1993:12:15	一般政策の表明(GATT交渉) <sup>(2)</sup>	①	466	90		
			1995:5.11						
			1995:5.17						
1997.4.21 下院 解散		第1次ジュベ内閣 (RPR+UDF)	1995:5.17						
			1995:5.17	第1次ジュベ内閣 (RPR+UDF)	1995:5:23	一般政策の表明	①	447	85
			1995:11.7						
			1995:11.7	第2次ジュベ内閣 (RPR+UDF)	1995:11:15	社会保障改革に関する一般政策の表明 <sup>(3)</sup>	①	463	87
			1995:12:10	社会保障改革授權法案	③	287	94		
1996:6:26			1996:6:26	フランス・テレコム定款法案	③	289	96		
			1996:10:2	一般政策の表明	①	464	100		

国会（下院） 任期（初日・末日） 解散日・総選挙期日	大統領 任期（初日・末日） 選挙期日	内閣 成立日 総辞職日	信任手続		採決結果	
			提出等 年 月 日	信任事項	① 賛成要件	② 反対 票数
1997.5.25・6.1 総選挙	シラク大統領① (RPR)	1997.6.2				
1997.6.12		1997.6.2	1997. 6. 19	一般政策の表明	①	297 252
	2002.4.21・5.5 選挙	ジョスバン内閣 (PS + PCF + MRG + MDC + Verts)				
		2002.5.6				
第 11 任期	2002.5.16					
	2002.5.17	第 1 次ラファラン内閣 (UMP(1) + UDF)				
2002.6.9・16 総選挙		2002.6.17				
		2002.6.17				
2002.6.18		第 2 次ラファラン内閣 (UMP(2) + UDF)	2002. 7. 3	一般政策の表明	①	374 173
2002.6.19			2003. 2. 12	州議会議員選挙、欧州議会議員選挙及び政党助成法案	③	288 177
	シラク大統領② (UMP(1) → UMP(2))	2004.3.30				
		2004.3.30	2004. 4. 5	一般政策の表明	①	379 <sup>(4)</sup> 178
		第 3 次ラファラン内閣 (UMP(2) + UDF)	2004. 7. 23	地方の自由及び責任法案	③	289 175
		2005.3.31				
第 12 任期		2005.6.2	2005. 6. 8	一般政策の表明	①	363 178
	2007.4.22・5.6 選挙	ド・ヴィルバン内閣 (UMP(2) + UDF)	2006. 2. 10	機会均等法案	③	- -
		2007.5.15				
	2007.5.16					
	2007.5.16	第 1 次フィヨン内閣 (UMP(2) + NC)				
2007.6.10・17 総選挙		2007.6.18				
	サルコジ大統領 (UMP(2))	2007.6.19				
2007.6.19		第 2 次フィヨン内閣 (UMP(2) + NC)	2007. 7. 3	一般政策の表明	①	321 224
2007.6.20			2009. 3. 17	外交政策の表明 <sup>(5)</sup>	①	330 <sup>(6)</sup> 238
		2010.11.13				
		2010.11.14	2010. 11. 24	一般政策の表明	①	326 226
第 13 任期	2012.4.22・5.6 選挙	第 3 次フィヨン内閣 (UMP(2) + NC)				
		2012.5.10				
	2012.5.15					
2012.6.10・17 総選挙	2012.5.15	2012.5.15				
		第 1 次エロー内閣 (PS + MRG + EELV)				
2012.6.19		2012.6.20				
2012.6.20		2012.6.21	2012. 7. 3	一般政策の表明	①	302 225
		第 2 次エロー内閣 (PS + MRG + EELV)				
		2014.3.31				
		2014.3.31	2014. 4. 8	一般政策の表明	①	306 239
		第 1 次ヴァルス内閣 (PS + MRG)				
		2014.8.25				
		2014.8.26	2014. 9. 16	一般政策の表明	①	269 244
	オランド大統領 (PS)		2015. 2. 17	経済成長及び活性化法案 <sup>(7)</sup> 第 1 読会	③	289 234
		第 2 次ヴァルス内閣 (PS + MRG)	2015. 6. 16	経済成長、活性化及び経済機会均等法案 <sup>(7)</sup> 新読会	③	289 198
			2015. 7. 9	経済成長、活性化及び経済機会均等法案 <sup>(7)</sup> 終局読会	③	- -
			2016. 5. 10	企業及び事業者の新自由・新保護確立法案 <sup>(8)</sup> 第 1 読会	③	288 246
			2016. 7. 5	労働、労使対話現代化及び職務進路安定化法案 <sup>(9)</sup> 新読会	③	- -
			2016. 7. 20	労働、労使対話現代化及び職務進路安定化法案 <sup>(9)</sup> 終局読会	③	- -
		2016.12.6				
		2016.12.6	2016. 12. 13	一般政策の表明	①	305 239
	2017.4.23・5.7 選挙	カズヌーヴ内閣 (PS + MRG)				
		2017.5.10				
	2017.5.14					
	2017.5.14					

国会(下院)	大統領 任期(初日・末日) 解散日・総選挙期日	内閣 成立日 総辞職日	提出等 年 月 日	信任手続		(採決結果)	
				信任事項	① ③	賛成 要件	反対 票数
2017.6.11・18 総選挙	マクロン大統領 (LREM)	第1次フィリップ内閣 (LREM等 <sup>(9)</sup> ) 2017.6.19	2017.5.15				
			2017.6.19				
2017.6.20	第15任期	第2次フィリップ内閣 (LREM等 <sup>(9)</sup> )	2017.7.4	一般政策の表明	①	370	67
2017.6.21			2019.6.12	一般政策の表明	①	363	163
			2020.2.29	統合退職年金制度法案	③	289	148 <sup>(10)</sup>
			2020.7.3				289
		カステックス内閣 (LREM等 <sup>(9)</sup> )	2020.7.15	一般政策の表明	①	345	177

(凡例)

1. 信任事項欄末尾の記号中、①は憲法第49条第1項の内閣の綱領又は一般政策の表明を信任事項とする1項附帯信任手続、③は同条第3項の法案(の議決)を信任事項とする3項附帯信任手続であることを示す。
2. 太字の内閣は、内閣成立後又は国会任期の開始後1か月以内に①の信任手続が行われたことを示し、併せてその手続自体も太字で示した。
3. ①の採決結果は、賛成と反対の票数を示し、③の採決結果のうち「-」は③の提出後24時間以内に不信任案が提出されなかったことを示し、不信任案が提出されたものについては、左側に議決要件(下院の総議員の過半数)を示し、右側に不信任案に賛成の票数を示した。なお、不信任案2件が採決されたときは、採決結果も2件記載した。
4. 大統領欄の( )内はその所属政党又は支持母体となった政党、内閣欄の( )内は与党を示し、「→」は当該政党の変遷を示す。各政党の頭字語は、次のとおりである。CDP: Centre Democratie et Progrès (民主進歩中道派)、CDS: Centre des Democraties sociaux (社会民主中道派)、CNIP: Centre national des Indépendants et Paysans (独立派・農民派全国センター)、EELV: Europe Écologie - Les Verts (ヨーロッパ・エコロジー=緑の党)、LREM: La République En Marche (共和国前進)、MDC: Mouvement des Citoyens (市民運動)、MRG: Mouvement des Radicaux de Gauche (左派急進運動)、MRP: Mouvement républicain populaire (人民共和運動)、NC: Nouveau Centre (新中道)、PCF: Parti communiste français (共産党)、PDM: Progrès et Démocratie moderne (centristes) (進歩民主派)、PR: Parti républicain (共和党)、PRS: Parti républicain radical et radical-socialiste (急進社会党)、PS: Parti socialiste (社会党)、RI: Républicains indépendants (独立共和派)、RPR: Rassemblement Pour la République (共和国連合)、UDF: Union pour la Démocratie Française (フランス民主連合)、UDR(1): Union pour la défense de la République (共和国防衛連合)、UDR(2): Union des Democraties pour la République (共和国民主連合)、UD-V<sup>e</sup>: Union des Democraties pour la V<sup>e</sup> République (第5共和制民主連合)、UMP(1): Union pour la Majorité Présidentielle (大統領多数派連合)、UMP(2): Union pour un Mouvement Populaire (人民運動連合)、UNR: Union pour la nouvelle République (新共和国連合)、UNR-UDT: Union pour la nouvelle République - Union Démocratique du Travail (新共和国連合=民主労働連合)、Verts (緑の党)

(注)

- (1) A.N., *Compte rendu intégral*, séance du 16 juin 1967, pp.1915, 1941-1942.
  - (2) A.N., *Compte rendu intégral*, 2<sup>e</sup> séance du 15 décembre 1993, pp.7635-7665, 7666-7669.
  - (3) A.N., *Compte rendu intégral*, 2<sup>e</sup> séance du 15 novembre 1995, pp.10, 40-42.
  - (4) A.N., *Compte rendu intégral*, séance du 5 avril 2004, pp.2606, 2608-2609.
  - (5) A.N., *Compte rendu intégral*, 1<sup>re</sup> séance du 17 mars 2009, pp.2657, 2692; François Fillon, *Déclaration du Gouvernement relative à la politique étrangère* (A.N. 13<sup>e</sup> Législature N° 1519).
  - (6) 会議録は329票とするが、投票点検後の票数によった。Analyse du scrutin n° 359 - Séance du 17/03/2009: Scrutin public sur la déclaration du Gouvernement relative à la politique étrangère (application de l'article 49,1 de la Constitution) Après pointage. <<https://www.assemblee-nationale.fr/13/scrutins/jo0359.asp>>
  - (7) 法案に題名の修正がある。A.N., *Economie: croissance, activité et égalité des chances économiques*. <[https://www.assemblee-nationale.fr/14/dossiers/croissance\\_activite.asp](https://www.assemblee-nationale.fr/14/dossiers/croissance_activite.asp)>
  - (8) 法案に題名の修正がある。A.N., *Travail: modernisation du droit du travail*. <[https://www.assemblee-nationale.fr/14/dossiers/nouvelles\\_libertes\\_entreprises\\_actifs.asp](https://www.assemblee-nationale.fr/14/dossiers/nouvelles_libertes_entreprises_actifs.asp)>
  - (9) 第1次フィリップ内閣以降は、政党内閣といい難い点も見受けられるため、内閣の与党については「LREM等」と表示した。
  - (10) Scrutin public n° 2706. A.N., Art., amend. et annexes, séance(s) du 3 mars 2020, pp.3, 8; A.N., *Compte rendu intégral*, séances du 3 mars 2020, pp.2258, 2327.
  - (11) Scrutin public n° 2707. A.N., Art., amend. et annexes, séance(s) du 3 mars 2020, pp.3-4, 9; A.N., *Compte rendu intégral*, séances du 3 mars 2020, pp.2258, 2335.
- (出典) Assemblée nationale, *Engagements de responsabilité du Gouvernement sur son programme ou sur une déclaration de politique générale depuis 1958* (Application de l'article 49, alinéa premier de la Constitution), Mise à jour: 28/12/2020. <<http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/engagements-49-1.asp>>; *idem*, *Engagements de responsabilité du Gouvernement et motions de censure depuis 1958* (Application de l'article 49, alinéa 3 de la Constitution), Mise à jour: 07/07/2020. <<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/decouvrir-l-assemblee/engagements-de-responsabilite-du-gouvernement-et-motions-de-censure-depuis-1958>>; *idem*, *Les Gouvernements et les Assemblées Parlementaires sous la V<sup>e</sup> République: 1958-2009* (Connaissance de l'Assemblée n° 2), Données au 31 juillet. <<https://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/collection/2.asp>>; 和田絢子・宮畑建志「欧米10か国の歴代政権及び政権政党(資料)」『レファレンス』788号, 2016.9, pp.84-85. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10195998\\_po\\_078804.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10195998_po_078804.pdf?contentNo=1)>; 岡沢憲夫「政党政治と政権パターン—フランス第五共和政の連合政権—」『早稲田社会科学研究』23号, 1981.12, pp.93-114; 森本哲郎「戦後フランスの政党(1944-81年)」『奈良法学会雑誌』1巻4号, 1989.3.1, pp.41-49; 柳田陽子「2008年7月21日のフランス憲法改正内容」『国際関係学研究』35号, 2008, pp.32-34等に基づき筆者作成。

別表2 歴代首相の信任手続の利用状況

首 相	在職期間	1 項信任手続 の利用回数	3 項信任手続		
			利用回数	附帯法案数	不信任案数
ドゥブレ	1959-1962	2	4	2	4
ポンピドゥー	1962-1968	2	6	2	4
クーヴ・ド・ミュルヴィル	1968-1969	0	0	0	0
シャバン＝デルマス	1969-1972	3	0	0	0
メスメル	1972-1974	1	0	0	0
シラク*	1974-1976	1	0	0	0
パール	1976-1981	2	8	5	13
モーロワ	1981-1984	5	7	5	6
ファビウス	1984-1986	1	4	2	1
シラク*	1986-1988	3	8	7	7
ロカール	1988-1991	1	28	13	5
クレソン	1991-1992	0	8	4	2
ベレゴヴォア	1992-1993	1	3	3	1
バラデュール	1993-1995	2	1	1	1
ジュペ	1995-1997	3	2	2	2
ジョスパン	1997-2002	1	0	0	0
ラファラン	2002-2005	2	2	2	2
ド・ヴィルパン	2005-2007	1	1	1	0
フィヨン	2007-2012	3	0	0	0
エロー	2012-2014	1	0	0	0
ヴァルス	2014-2016	2	6	2	3
カズヌーヴ	2016-2017	1			
フィリップ	2017-2020	2	1	1	2
カステックス	2020-	1			
合 計		41	89	52	53

\* シラク首相は在職期間が継続していないため、欄を分けて掲載した。

(出典) Assemblée nationale, *Engagements de responsabilité du Gouvernement sur son programme ou sur une déclaration de politique générale depuis 1958* (Application de l'article 49, alinéa premier de la Constitution), Mise à jour: 28/12/2020. <<http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/engagements-49-1.asp>>; *idem*, *Engagements de responsabilité du Gouvernement et motions de censure depuis 1958* (Application de l'article 49, alinéa 3 de la Constitution), Mise à jour: 07/07/2020. <<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/decouvrir-l-assemblee/engagements-de-responsabilite-du-gouvernement-et-motions-de-censure-depuis-1958>> を基に筆者作成。

